令 和 2 年 度 (令和元年度分)

建築行政年報

岡山市

目 次

1	岡口	山市建築行政資料	
	(1)	岡山市の概要	1
	(2)	建築行政沿革	2
	(3)	機構•職員数	10
	(4)	事務分掌	11
	(5)	業務概要	13
2	建築	築行政統計	
	(1)	建築行政統計総括表	17
	(2)	建築確認申請受付件数及び総床面積の推移	19
	(3)	建築確認等受付件数の状況	19
		○工事種別件数	
		○構造別件数	
		○延べ床面積別件数	
		○防火·準防火·都市計画区域別件数	
		〇用途地域•都市計画区域別件数	
		○住宅等別件数	
		○区別件数	
		〇用途•地上階数別件数	
	(4)	許可申請取扱い件数	21
	(5)	仮使用承認件数	22
	(6)	建築物認定取扱い件数	22

	(7)	道路の位置の指定状況	22
		○年度別表	
		○区画分譲予定面積別件数	
	(8)	岡山市中高層建築物に関する指導要綱による申請状況	21
	(9)	違反建築物是正指導状況	23
		○違反建築物に対する是正措置の状況	
		○違反建築物に対する行政指導の状況	
	(10)) 意見の聴取回数	23
	(11))建設リサイクル法届出・通知状況	23
	(12))省工ネ法届出状況	24
	(13))建築物省エネ法性能確保計画の件数	24
	(14))建築物省エネ法性能向上計画の認定件数	24
	(15))長期優良住宅建築等計画の認定件数	24
	(16))低炭素建築物新築等計画の認定件数	24
3	建築	審査会	
	(1)	建築審査会委員名簿	25
	(2)	建築審查会開催状況	25
4	定其	期報告状況	
	(1)	特殊建築物	26
	(2)	建築設備(非常用照明他)	26
	(3)	建築設備(防火設備)	26
	(4)	昇降機等	26

5	くらしやすい福祉のまちづくり条例届出件数等	27
6	総合設計制度適用建築物	28
7	建築協定認可状況	35
8	岡山市景観まちづくり賞表彰状況	37
	表彰作品の用途別件数	
	岡山市景観まちづくり賞受賞者等一覧表	
9	岡山市建築基準法施行条例•同細則等	
	〇岡山市建築基準法施行条例	38
	○岡山市建築基準法施行細則	41
	○岡山市建築関係事務手数料条例	49
	○岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例	66

1 岡山市建築行政資料

(1)岡山市の概要

明治22年の市政施行により誕生した岡山市は、近畿と九州を結ぶ東西軸と日本海と太平洋をつなぐ南北軸のクロスポイントに位置する地理的な優位性と先人のたゆまぬ努力の上に、時代の変遷の中で一貫して地域の政治・経済・文化の中心地として発展を遂げ、平成21年4月、全国で18番目の政令指定都市となりました。

○人口等の推移

(単位:人、世帯 各年度3月末日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
住民基本台帳人口	705,310	706,728	707,595	707,355	707,981
(うち外国人登録人口)	9,554	10,349	11,782	12,829	14,069
世帯数	314,719	318,188	324,534	327,878	331,652
1世帯当たり人口	2.24	2.22	2.18	2.16	2.13

○行政区域面積

789.95 km² (H29.3.30変更)

◎都市計画区域面積

586.0 km²

市街化区域	103.90 km²	17.73%
市街化調整区域	482.10 km²	82.27%

◎都市計画区域外面積

 203.95 km^2

◎防火•準防火地域等

 586.0 km^2

防火地域	1.46 km²	0.25%
準防火地域	10.70 km²	1.83%
第22条指定区域	573.84 km²	97.92%

◎用途地域

 104.13 km^2

第1種低層住居専用地域	16.76 km²	16.10%
第2種低層住居専用地域	_	_
第1種中高層住居専用地域	12.69 km²	12.19%
第2種中高層住居専用地域	5.25 km²	5.04%
第1種住居地域	27.13 km²	26.05%
第2種住居地域	6.56 km²	6.30%
準住居地域	_	_
近隣商業地域	6.26 km²	6.01%
商業地域	5.92 km²	5.69%
準工業地域	17.82 km²	17.11%
工業地域	3.84 km²	3.69%
工業専用地域	1.90 km²	1.82%

◎その他地域地区面積

 8.44 km^2

風致地区	2.04 km²
臨港地区	1.44 km²
駐車場整備地区	3.96 km²
高度利用地区	0.12 km²
流通業務地区	0.88 km²

(2) 建築行政沿革

(2) 建築行	政沿	革	
昭和 25 年	5月	24 日	建築基準法制定
昭和 42 年	4月	1日	建築物における駐車施設の附置等に関する条例制定
	4月	5日	建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則制定
	12月	1日	建築課に建築指導係設置
昭和 43 年			建築主事設置について告示
			県建築課と事務引継について協議
	10月	1日	岡山市に建築主事を設置して特定行政庁として発足
			岡山市建築基準法施行細則制定
			岡山市建築関係聴聞規則制定
	10月	11 日	岡山市建築審査会条例制定
四年14年	ΩЯ	10 🗆	図ルま)・悪土きまの会併(ま)・問事)
161/144 4	乙月	19 П	岡山市と西大寺市の合併(支所開所) 確認申請受付窓口を支所内に設置
	7 F	10 🗆	建築物における駐車施設の附置等に関する条例改正
		·	建築課に再開発係新設
			建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則改正
	7万	22 H	産条例における配車
昭和 45 年	4月	1日	建築指導係と再開発係により建築課から独立し建築指導課が発足
			岡山市建築協定条例制定
	10 月	3日	岡山市建築審査会条例改正
昭和 46 年	1月	1日	建築基準法改正(換気, 排煙規定・定期報告制度改正, 容積率, 建築計画概要
			書を添付図書に追加)
			建築基準法政令改正(RC造帯筋間隔見直し)
	1月	8日	岡山市へ一宮町、高松町、津高町を編入合併(各支所開所)
	_		確認申請受付窓口を各支所内に設置
			岡山市建築計画概要書の閲覧に関する規程制定
	3月	8日	岡山市へ吉備町、妹尾町、福田村を編入合併(各支所開所)
	_ =		確認申請受付窓口を各支所内に設置
	5月	1日	都市再開発課が発足(建築指導課再開発係が独立)
			岡山市へ上道町、興除村、足守町を編入合併(各支所開所)
			確認申請受付窓口を各支所内に設置
			岡山市建築基準法施行細則改正(手数料、定期報告、道路位置指定等)
	7月		優秀建築物表彰制度制定
	9月	7日	新都市計画法に基づき市街化調整区域の公示
昭和 47 年	4月	1日	建築指導課に指導係と審査係を設置
昭和 48 年	3月	26 日	岡山市建築協定条例改正

昭和48年 6月25日 岡山市建築基準法施行細則改正(全部改正) 9月13日岡山市建築協定条例改正 10月15日岡山市建築協定条例施行規則改正 都市計画決定により容積率制限の適用 昭和49年 3月27日 建築物における駐車施設の附置等に関する条例改正 建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則改正 周辺地区及び自動車交通ふくそう地区の指定制定 1日 建築指導課に指導係、審査第1係、審査第2係、開発指導係設置 4月 住宅金融公庫から業務委託 9月 9日 し尿浄化槽を設ける区域指定制定 9月 10 日 岡山市中高層建築物に関する指導要綱制定 昭和50年5月1日岡山市へ藤田村を編入合併(支所開所) 確認申請受付窓口を支所内に設置 昭和51年 3月 5日 岡山市建築基準法施行細則改正(建築設備、エレベーター等) 昭和52年 4月 1日 建築指導課に庶務係を設置 11月 1日 建築基準法改正(日影規制) 11月30日岡山市建築基準法施行細則改正(許可・仮使用申請手数料) 12月24日岡山市建築協定条例改正(法改正によるもの) 岡山市建築協定条例施行規則改正 昭和53年4月1日建築指導課に審査第3係(住金業務)を設置 岡山市建築基準法施行細則改正(日影、許可申請手数料) 住宅金融公庫業務委託料改定 4月 6日 周辺地区及び自動車交通ふくそう地区の指定制定(住居表示変更など) 7月 1日 岡山市手数料規則一部改正(優良住宅、優良宅地) |建築確認申請手数料改定 1日 岡山市建築基準法施行細則改正(特殊建築物の指定、定期報告、確認申請書に 昭和54年 4月 添付する図面、様式の改正など) 岡山市中高層建築物に関する指導要綱改正 6月22日エネルギーの使用の合理化に関する法律 8月 31 日都市計画法に基づき市街化区域、市街化調整区域の変更(県告示 719)・・足守地 区他 昭和55年3月5日 準防火地域の指定(東岡山地区、新岡山港周辺) 1日 建築確認申請手数料改定 10 月 昭和 56 年 4月 1日 岡山市建築基準法施行細則改正(許可・仮使用承認・仮設建築物許可申請手数 料)

昭和5	6年	6月	1日	建築基準法政令改正(耐震規定)
		8月	1日	岡山市手数料規則一部改正(優良宅地造成認定)
				建築確認申請手数料改定
		9月	8日	周辺地区及び自動車交通ふくそう地区の指定制定(住居表示変更)
昭和5	7年	3月	27 日	岡山市自転車駐車場附置義務条例制定
		4月	1日	岡山市建築基準法施行細則改正(昇降機等定期検査報告書、様式の改正)
				岡山市手数料規則一部改正(優良住宅)
				岡山市自転車駐車場附置義務条例施行規則制定
昭和 5	8年	6月	1日	機構改革により西大寺支所へ建築主事を設置
昭和 5	9年	1月	17 日	 岡山市中高層建築物に関する指導要綱一部改正
	·	4月		岡山市建築基準法施行細則改正(許可·仮使用承認·仮設建築物許可申請手数
		-/ •		料)
		7月	1日	建築確認申請手数料改定
昭和6	1年	4月	1日	開発指導課が発足(建築指導課開発指導係が独立)
				都市計画法に基づき市街化区域・市街化調整区域の変更(用途地域の変更、準
				防火地域の変更)
昭和6	2年	1月	1日	岡山市建築基準法施行細則一部改正
		4月	1目	建築確認申請手数料改定
		11月	16 日	岡山市建築基準法施行細則一部改正
昭和6	3年	4月	1日	建築指導課指導係を指導第1係、指導第2係に分割
平成	元年	4月	1日	建築確認申請の電算入力を開始
平成	2年	4月	1日	岡山市建築基準法施行細則改正(許可·仮使用承認·仮設建築物許可申請手数
				料)
平成	3年	4月	1日	建築確認申請手数料改定
平成	4年	3月	26 日	建築物における駐車施設の附置に関する条例改正(過料)
平成	5年	2月	15 日	建築基準法施行規則改正(確認申請書様式の変更)
		4月	1目	岡山市建築基準法施行細則改正(許可·仮使用承認·仮設建築物許可申請手数
				料)
		6月		都市計画法及び建築基準法一部改正(用途地域の細分化,準耐火建築物の創
				設、簡易な構造の建築物に関する建築規則の合理化)
平成	6年			建築物における駐車施設の附置等に関する条例改正
		4月	1日	建築確認申請手数料改定

平成6年 9月28日 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する 法律(ハートビル法)施行 10月 1日 建築確認支援システム導入 平成7年 12 月 25 日 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行 平成8年 4月 1日 中核市移行に伴いハートビル認定業務が岡山県から移譲 4月 16 日都市計画法・建築基準法の改正に基づき用途地域の改正 |岡山市中高層建築物に関する指導要綱の一部改正 1日 岡山市建築基準法施行細則改正(道路の位置の指定の廃止) 7月 7月 3日 岡山市建築協定条例及び同条例施行規則の改正(法改正によるもの) 平成9年 4月 1日 建築確認申請手数料改定 6月13日建築基準法及び同法施行規則の改正施行 9月 1日都市計画法及び建築基準法の一部改正施行(共同住宅の容積率制限の合理 化, 道路斜線制限の合理化) 平成10年 6月12日 建築基準法一部改正(公布)(建築確認・検査の民間開放、建築基準の性能規定 |化等体系の見直し他) 平成11年 5月 1日 建築基準法一部改正(1年目施行)(建築確認・検査の民間開放、中間検査、台帳 整備及び図書閲覧、連担建築物設計制度) (法第43条ただし書許可、計画変更の運用開始) 建築確認申請手数料改定 完了検査申請手数料制定 平成12年 4月 1日 エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正(届出制度) 岡山市建築確認事務等手数料条例制定施行(機関委任事務から自治事務へ移 6月 1日 建築基準法一部改正(2年目施行)(建築基準の性能規定化等体系の見直し他) 1日 指定確認検査機関:岡山県建築住宅センター㈱業務開始 9月29日|岡山市建築基準法施行条例制定施行・岡山市建築基準法施行細則改正施行 平成13年 4月 1日 岡山県福祉のまちづくり条例施行 4月 1日 建築企画調整室が課内室として発足 6月 1日 吉備支所の建築確認申請受付等の業務を本庁に移管 6月27日岡山市建築基準法施行条例改正施行 岡山市建築基準法施行細則改正施行 平成14年 4月 1日 岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例施行 (技術的基準については岡山県福祉のまちづくり条例を適用) 上道支所の建築確認申請受付等の業務を西大寺支所に移管 5月 1日 岡山市建築基準法施行細則改正施行

平成 14 年 5月 1日 建築物における駐車施設の附置に関する条例及び岡山市自転車駐車場附置 義務条例の事務を都市再開発課へ移管

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行

5月30日 岡山市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則制定施行

平成 15 年 1月 1日 建築基準法一部改正施行(容積率制限等の迅速に緩和する制度導入,シックハウス対策規制導入)

2月 25 日 岡山市建築基準法施行条例改正施行

岡山市建築基準法施行細則改正施行

岡山市建築確認事務等手数料条例改正施行

4月 1日 審査係を3係体制から2係体制に、指導係を1係体制から2係体制に再編

指定確認検査機関:日本 ERI㈱岡山支店業務開始

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する 法律(ハートビル法)改正

エネルギーの使用の合理化に関する法律改正

平成16年 4月 1日 用途地域の指定のない区域の建築規制値の改正

岡山市建築基準法施行細則改正施行

福田支所の建築確認申請受付等の業務を本庁に移管

ハウスプラス中国住宅保証㈱岡山支店開設、業務開始

7月 1日 建築基準法一部改正施行

12月17日景観法施行

都市緑地法一部改正施行

平成17年 3月22日 御津・灘崎町の合併に伴い、御津・灘崎支所で建築確認申請受付等の業務を開始

岡山市建築基準法施行細則改正施行

3月25日建築基準法施行令一部改正施行

4月 1日 御津・灘崎以外の支所の建築確認申請受付等の業務を本庁に移管

6月 1日 建築基準法改正施行(建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化, 既存不適格建築物に関する規則の合理化, 全体計画認定等、国等の建築物に対する定期点検の義務付)

平成 18 年 3月 23 日 岡山市建築基準法施行条例改正施行

岡山市建築基準法施行細則改正施行

3月23日岡山市建築確認事務等手数料条例改正施行

4月 1日 エネルギーの使用の合理化に関する法律改正

4月 14 日 岡山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱施行

6月 19 日 岡山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱の一部改正

10月 1日 建築基準法一部改正施行(建物等のアスベスト対策等)

12月20日 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー新 法)施行 平成19年 1月22日瀬戸・建部町合併

岡山市建築基準法施行細則改正施行

4月 1日 審査係及び指導係を2係体制から1係体制とし、構造審査係を新設

6月 20 日 建築基準法一部改正施行(構造計算適合判定制度の導入, 確認審査期間の延長, 図書保存義務付け等)

岡山市建築基準法施行細則改正施行

岡山市建築確認事務等手数料条例改正施行

8月21日岡山市建築基準法施行細則改正施行

平成20年4月1日 岡山市景観条例施行に伴い,街並み整備誘導指針を景観条例へ移行(都市計画課)

7月 1日 岡山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱施行

11月28日建築士法一部改正施行

平成21年 4月 1日 政令指定都市移行

区制に伴い,確認業務を本庁に一本化

岡山市建築基準法施行細則改正施行

岡山市建築物耐震診断書事業費補助金交付要綱の一部改正

5月27日建築士法一部改正施行

6月 4日 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行

岡山市建築確認事務等手数料条例改正施行

(岡山市建築関係事務手数料条例)

岡山市建築基準法施行細則改正施行

岡山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則制定施行

11月 2日 指定確認検査機関:西日本住宅評価センター岡山事務所業務開始

11月27日建築基準法施行規則一部改正施行(様式変更)

平成22年4月1日建築基準法施行規則一部改正施行(指定道路関係)

岡山市建築関係事務手数料条例改正施行(確認手数料等の改正)

エネルギーの使用の合理化に関する法律改正施行(対象範囲の拡大)

6月 1日 建築基準法施行規則一部改正施行(確認審査の迅速化・申請図書の簡素化関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則改正施行

7月 1日 岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱改正施行

平成23年4月1日岡山市建築基準法施行細則改正施行

岡山市建築関係事務手数料条例改正施行(建築関係書類の写し及び位置指定 道路図面の写しの交付)

岡山市建築関係事務手数料条例施行規則施行

岡山市アスベスト改修事業費補助金交付要綱改正施行

岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱改正施行

岡山市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱改正施行

指定確認検査機関:西日本住宅評価センター岡山支店に名称変更

1日 建築基準法施行令一部改正施行(構造基準等の合理化) 平成 23 年 5月 建築基準法施行規則一部改正施行(建築確認・審査手続き等の合理化) 1日 建築基準法施行令一部改正施行(規制改革等の要請への対応) 10月 1日 岡山市葬祭場の建築等に関する指導要綱制定 平成 24 年 4月 岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱施行(旧要綱廃止) 岡山市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱施行(旧要綱廃止) 9月20日 建築基準法施行令一部改正施行(延べ面積の算定方法・既存不適格建築物に 係る規制の合理化) 建築基準法施行規則一部改正施行(容積率緩和による確認申請書の様式変更) 12月 4日都市の低炭素化の促進に関する法律施行 岡山市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱制定施行 平成25年4月1日|岡山市建築関係事務手数料条例改正施行(低炭素建築物新築等計画の認定審 杳事務) 11月25日 建築物の耐震改修の促進に関する法律一部改正施行(建築物の耐震化の促進 のための規制強化、建築物の耐震化の円滑な促進のための措置) 岡山市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則制定 1日 建築基準法施行令一部改正施行(天井・エレベーター等の脱落防止措置) 平成 26 年 4月 岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱改正施行 岡山市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱改正施行 7月 1日 建築基準法施行令一部改正施行(エレベーターに係る容積率制限の合理化) 平成 27 年 4月 1日 岡山市中高層建築物に関する指導要綱廃止 岡山市中高層建築物に関する指導指針制定 岡山市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業補助金交付要綱施行 1日 建築基準法一部改正施行(木造建築関連基準の見直し, 構造計算適合性判定 6月 制度の改正等) 6月 1日 岡山市建築関係事務手数料条例改正施行(構造計算適合性判定手数料の廃止 7月 8日 岡山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則改正施行(添付図書 に設計住宅性能評価書の写しを追加) 岡山市建築物耐震診断等事業補助金交付要綱改正施行 平成 28 年 4月 1日 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律一部施行 6月 1日 建築基準法施行令一部改正施行(小荷物専用昇降機(テーブルタイプ除く)を定 期報告及び確認申請の対象とする等) 6月30日間山市建築関係事務手数料条例改正施行(建築物エネルギー消費性能向上計 画等の認定審査事務) 平成 28 年 7月 1日 岡山市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施 要綱制定施行

平成 29 年 3月 22 日 岡山市建築関係事務手数料条例改正施行(建築物エネルギー消費性能の適合性判定手数料)

4月 1日 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行

岡山市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱改正施行

岡山市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施 要綱改正施行

岡山市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する適合性判定等実施要綱制定施行

空家対策推進室を新設

平成30年4月1日 岡山市建築関係事務手数料条例の一部改正(用途地域に田園住居地域を追加)

岡山市建築基準法施行条例の一部改正(用途地域に田園住居地域を追加)

9月25日 建築基準法一部改正施行(3ヶ月以内施行部分)

28日 岡山市建築関係事務手数料条例の一部改正(建築基準法改正に伴う認定・許可申請手数料の新設)

岡山市建築基準法施行条例の一部改正(建築基準法改正に伴う用語改正、新 設許可条項の追加)

令和元年 6月 25 日 建築基準法一部改正施行(1年以内施行部分)

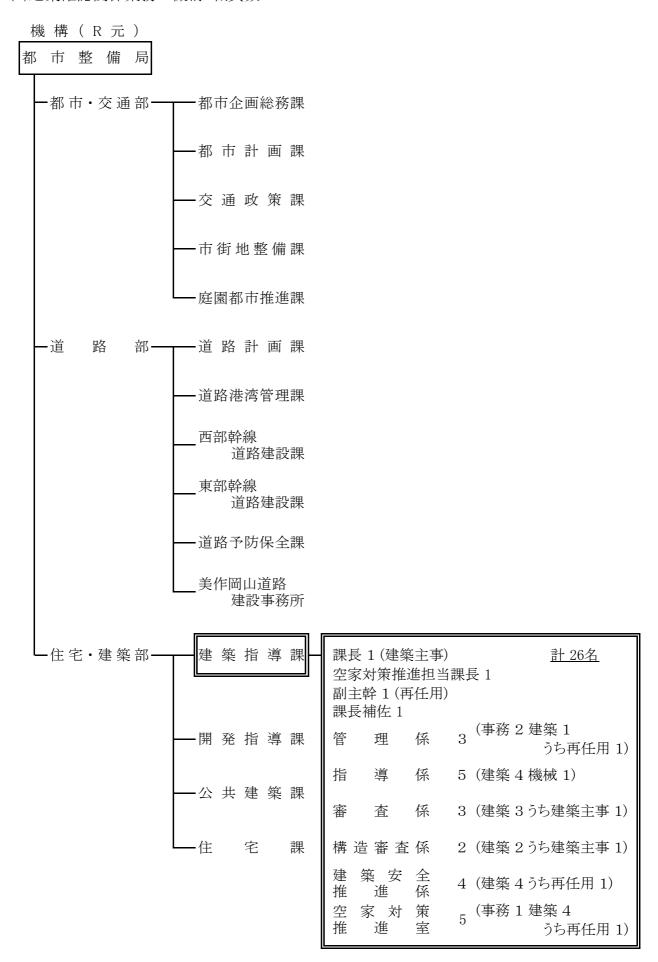
7月 4日 岡山市建築基準法施行条例の一部改正(用途変更により一時的に興行場等として使用する許可新設に伴う改正)

岡山市建築関係事務手数料条例の一部改正(建築基準法改正に伴う許可等の 申請手数料の新設)

12月19日 岡山市建築関係事務手数料条例の一部改正(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律改正に伴う審査手数料の新設)

令和2年 3月 18 日 岡山市建築関係事務手数料条例の一部改正(建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律改正に伴う審査手数料の新設)

(3)建築確認関係業務の機構・職員数



(4) 令和元年度 建築指導課 事務分掌

管理係

- (1) 建築基準法に基づく確認申請等に関する台帳管理及び確認通知書の交付に関すること。
- (2) 住宅金融支援機構業務に関する台帳管理,通知書等の交付及び業務連絡に関すること。
- (3) 建築物の動態の調査及び報告に関すること。
- (4) 確認済等各種証明業務に関すること。
- (5) 建築計画概要書等の管理, 閲覧及び写しの交付に関すること。
- (6) 指定確認検査機関からの報告の受付に関すること。
- (7) 建築確認管理システムの入力及び維持管理に関すること。
- (8) その他収入金の徴収に関すること。
- (9) 課内他係の主管に属しないこと。

指導係

- (1) 建築基準法に基づく許可, 認定及び指定に関すること。
- (2) 建築審査会に関すること。
- (3) 建築基準法に基づく仮使用の認定(特定行政庁の行うものに限る。)並びに安全計画書の受付及び審査に関すること。
- (4) 指定確認検査機関の立ち入り検査及び指導に関すること。
- (5) 美しいまちづくりに関すること。
- (6) 建築基準法に基づく道路の位置の指定,変更及び廃止に関すること。
- (7) 特殊建築物, 昇降機等の定期検査及び報告に関すること。
- (8) 定期報告,防災査察等に係る違反建築物の指導に関すること。
- (9) エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出の受付、審査及び指導に関すること。
- (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定及び指導に関すること。
- (11) 福祉のまちづくり条例の届出の受付等に関すること。
- (12) 定期報告の閲覧に関すること。
- (13) 既存不適格建築物に係る勧告及び命令に関すること。
- (14) 災害等による危険建築物等の調査及び是正指導に関すること。
- (15) アスベストの是正指導及び補助事業に関すること。
- (16) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定及び承認の受付,審査,指導及び改善命令に関すること。
- (17) 指定確認検査機関がなした建築確認,検査等の報告(許可部分に係るものに限る。)に関すること。
- (18) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の受付、審査、指導及び改善命令に関すること。
- (19) 建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律に基づく届出、審査及び指導に関すること。

審査係

- (1) 建築基準法に基づく確認申請等の受付、審査、検査及び検査済証の交付に関すること。
- (2) 建築基準法上の道路の調査に関すること。

- (3) 建築基準法に基づく仮使用の認定に関すること(建築主事の行うものに限る。)。
- (4) 住宅金融支援機構業務に伴う現場検査に関すること。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体の届出の受理,審査,検査, 勧告,命令等に関すること。
- (6) 建築確認管理システムの入力及び維持管理に関すること。
- (7) 指定確認検査機関の支援に関すること。
- (8) 老朽建築物の調査に関すること。
- (9) 指定確認検査機関がなした建築確認、検査等の報告に関すること。
- (10) 現場の中間検査に関すること。
- (11) 岡山市中高層建築物に関する指導指針に関すること。
- (12) 岡山市葬祭場の建築等に関する指導要綱に関すること。
- (13) 一般建築相談に関すること。

構造審查係

- (1) 建築確認申請等の構造審査に関すること。
- (2) 建築基準法に基づく建築確認申請等(工作物及び昇降機に限る。)の受付,審査,検査及び検査済証の交付に関すること。
- (3) 市有建築物の構造に関する助言に関すること。
- (4) 現場の中間検査に関すること。
- (5) 指定確認検査機関がなした中間検査報告書に関すること。
- (6) 指定確認検査機関がなした建築確認,検査等の報告(構造部分に係るものに限る。)に関すること。
- (7) 被災建築物応急危険度判定に関すること。
- (8) 一般建築相談(構造部分に係るものに限る。)に関すること。

建築安全推進係

- (1) 建築基準法に基づく建築協定の普及等に関すること。
- (2) 違反建築物の調査及び措置に関すること。
- (3) 建築紛争及び建築行政訴訟に関すること。
- (4) 住宅・建築物耐震診断及び耐震改修補助事業に関すること。
- (5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指示,報告徴収,立入検査,指導及び助言に関すること。
- (6) 建築指導行政の調査及び企画に関すること。
- (7) 老朽建築物の措置に関すること。
- (8) 産業廃棄物処理施設等の意見照会に関すること。
- (9) 一般建築相談に関すること。

空家対策推進室

- (1) 空家等対策の推進に関すること。
- (2) 空家等適正管理支援事業に関すること。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の措置及び指導に関すること。

(5) 建築指導課業務概要

1. 建築確認審査等

令和元年度の特定行政庁岡山市の建築確認申請受付件数は、83件(うち計画通知61件)であった。 平成30年度の76件(うち計画通知53件)と比べ増加している。

岡山市全体の建築確認申請件数は3,671件(計画通知を含む)で、前年度の3,910件より減少している。 なお、指定確認検査機関での確認申請は全体の98.3%と、昨年度の98.1%より微増している。

2. 住宅金融支援機構(旧:住宅金融公庫)業務

昭和49年度から住宅金融公庫の委託を受けて実施している。岡山市取扱い件数は年々減少し、岡山市全体の1%にも満たない状態であったが、平成19年4月に住宅金融公庫が住宅金融支援機構に組織変更し、特定行政庁との間では災害時のみを対象とした融資審査業務委託契約を締結している。 平成30年7月豪雨災害により4件の申請があった。

3. 建築許可

令和元年度の建築許可申請件数は155件で、平成30年度の206件と比べ減少している。内容は、建築基準法第43条第2項2号許可(接道許可)が大部分を占め、ついで、法第51条の申請の順となっている。

4. 建築審査会の運営

建築基準法第78条の規定により、特定行政庁の諮問の審議、同意及び不服申し立ての審査請求に 対する裁決等のため、各専門分野の7人の委員によって組織運営されている。令和元年度は審査会を2 回開催し、318件の特例許可等の同意を行っている。

5. 違反建築物等の是正指導

昭和53年4月1日から「違反建築物取扱要領」を作成し、是正指導に取り組んでいる。最近の傾向としては、老朽家屋等の建築物の維持管理についての相談が増えてきている。

令和元年度の違反建築物件数は79件である。違反の内訳としては、確認申請手続きがされていないものや確認表示がないものが多数あった。

6. 中高層建築物指導指針に基づく指導

「岡山市中高層建築物に関する指導指針」(住居系地域を対象)は近隣住民と建築主に任意のあゆみよりを促す指針として、昭和49年9月10日に要綱を制定し、その後、平成27年1月19日に指針に改正し、行政指導を行っている。

令和元年度は29件で、前年度(平成30年度24件)に比べて約20%増加している。

昭和52年11月1日建築基準法の一部改正により「日影による中高層の建築物の高さの制限」の規定が法制化(昭和53年4月1日施行)されたが、本市においては、その後も近隣住民への事前説明、協議等を促す行政指導を行っている。

7. 総合設計制度の適用

総合設計制度は、昭和45年6月の建築基準法改正によって導入された。この制度は、敷地内に十分な空地を有し、かつ、その敷地面積が一定規模以上である敷地で、市街地環境の向上に資する良好な

建築計画を有するものについて、高さの制限、容積率制限等の緩和が認められるもので、特定行政庁の 許可により適用される。

現在まで本市においてこの制度が適用された建築物は21件を数えている。今後も、公開空地の有効利用、都市景観の向上、緑化推進、身体障害者対策等を重点に指導し、積極的に制度の有効活用を図ることとしている。

平成15年3月31日付けで「岡山市総合設計許可取扱指針」を「岡山市総合設計制度運用基準」として制定施行し、平成20年4月1日に法改正に伴う一部改正を行い運用している。

なお、令和元年12月16日付けで「岡山市総合設計制度運用基準」の一部改正を行い公開空地の一時占用について取り扱いを追加している。

8. 定期報告制度の活用

特殊建築物(映画館・集会場・病院・旅館・マーケット等)の定期報告制度は、建築基準法第12条第1項の規定に基づき、昭和54年4月1日から実施しており、定期検査を受け、その結果を報告することを所有者(又は管理者)に義務づけている。

また、昇降機等(エレベーター・エスカレーター・遊戯施設)についても同法第12条第3項により昭和54年4月1日から実施しており、特殊建築物と同様、所有者(又は管理者)に報告を義務付けている。なお、平成30年度からは小荷物専用昇降機の報告が追加されている。

令和元年度の報告率は、特殊建築物については89.3%(平成30年度61.4%、平成29年度57.7%)であり、昇降機等は89.9%(平成30年度91.9%、平成29年度97.4%)となっている。昇降機等の定期報告制度については、概ね定着していると考えられるが、特殊建築物については所有者等の理解を得るよう、引続き啓発の必要がある。

また、平成21年度から建築設備(非常用照明、機械排煙設備、換気設備)についての定期報告を実施し、報告率は82.8%(平成30年度78.2%、平成29年度68.9%)となっており、引続き所有者の理解を得るよう啓発の必要がある。

平成30年度からは建築設備(防火設備)についての定期報告を実施し、報告率は67.4%(平成30年度63.8%)となっている。

なお、所有者等には、定期報告の該当年度であることを通知し、提出されない場合は督促書を送付して、安全な維持管理・是正等を指導している。

9. 道路の位置の指定

道路の位置の指定は、令和元年度は30件、平成30年度は24件である。幅員に関しては6m未満の幅員の道路延長と6m以上の幅員の道路延長との割合は、約7.5:2.5(平成30年度約6.4:3.6)である。また、宅地の区画面積については、150㎡以上の区画が全体の約83%である。

10. バリアフリーの促進

従来のハートビル法では、不特定多数の者が利用するデパート、ホテル、店舗、飲食店等の公共的性格を有する建築物を建築しようとする者は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所等を、高齢者や身体障害者が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努力義務が課せられていたが、平成15年4月1日より建築物の範囲を不特定でなくとも多数の者が利用する学校、事務所、共同住宅等にも拡げられることとなった。さらに、延べ面積2,000㎡以上のデパート、ホテル、店舗、飲食店等については、建築基準関係規定としてバリアフリー法で定める基準への適合が義務付けられた。これらについて必要な指導、助言を行い、さらに建築物の計画の認定を行っている。なお、現在までに病院、店舗等27件のハートビル法認定、8件のバリアフリー法認定を行っている。

また、平成13年4月には岡山県福祉のまちづくり条例が施行され、さらに、平成14年4月からは、岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例が施行された。これらの条例に基づき届出・協議が必要となり、高

11. 建築協定、景観条例等による「まちづくり」の促進

集団としての美しく住みよい街づくりを推進するため、昭和45年4月1日、岡山市建築協定条例を制定した。一団の住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するために、建築物の規模、用途、階数、壁面後退、塀構造、色彩計画等に関して建築協定を締結するように誘導している。

昭和46年度から平成2年度までに22箇所の建築協定住宅団地が生まれ、平成17年度に出石小学校 跡地整備事業に伴う協定が締結され、これまで23件の建築協定が締結された。

類似の制度である地区計画については、既に19箇所の地区において都市計画決定しており、現在数箇所の地区においても計画の策定が行われている。

また、市役所筋や文化的シンボルゾーン等においては、街並み整備の誘導指針を定め、建築物のセットバックや緑化推進等による景観整備を誘導してきたが、平成20年4月に施行された岡山市景観条例に景観形成重点地区として引き継がれている。

このようなことから住民の「まちづくり」に対する意識は、かなり高まっているものと思われる。

12. 岡山市景観まちづくり賞の選定

昭和46年から実施していた「岡山市優秀建築物表彰制度」に代わり、平成8年度に創設した『岡山市まちづくり賞』は、都市の美化、緑化、環境整備など都市景観の創出や地域の魅力あるまちづくりに貢献していると認められる建造物等を表彰することにより、本市の都市並びに地域文化の水準を高め、ゆとりと潤いのあるまちづくりに寄与することを目的としている。

平成20年度に、街並み整備誘導指針の内容が景観条例に移行したことに伴って見直しを行ない、内容の整理も行なったうえで、岡山市景観条例に基づく表彰制度として、「岡山市景観まちづくり賞」に名称もあらためて平成21年度から新たに実施した。

2019年度(令和元年度)の応募件数は、「建築物部門」19件、「街並み部門」3件の合計22件の中から、6件の作品が選定され表彰を行なった。

昭和47年から令和元年までに、303件の建築物などが受賞されている。この制度が市民の街づくりへの参加の一つの契機となり、「美しい魅力あふれる街づくり」が市民の自らの手により、今後とも積極的に推進されることが期待される。

13. 耐震改修の促進

平成7年1月の阪神・淡路大震災の発生により、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 (法律第123号)が制定され、近年では、平成23年3月に東日本大震災が発生し、また、南海トラフ巨大 地震発生の危険性が指摘されている中で、平成25年11月に同法が大幅に改正された。

この改正により、旧耐震基準で建てられた店舗、病院、旅館等で不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物で、大規模なものの耐震診断が義務化され、また、それ以外の建築物についても耐震診断・耐震改修の一層の推進に努めるよう努力義務が設けられるなど、建築物の耐震化に対し大幅に基準が強化された。

そうしたことから、本市では、平成14年度に古い基準で建てられた木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する制度を創設し、平成18年度に全ての建築物に対して耐震診断費用の一部を補助するよう制度を拡充した。さらに平成20年度より、木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する制度を創設した。その後、それぞれの補助制度の拡充のための見直しを随時行っており、地震に強いまちづくりを実現していくための取り組みを進めている。

また、平成28年3月に改定した岡山市耐震改修促進計画において、既存建築物の耐震診断・耐震改修の目標を設定するとともに、その必要性について普及・啓発に努める等、計画的かつ重点的な耐震対策を推進することを目指しているが、その中で、地震発生時に通行を確保すべき道路を指定し、この道

路沿線の一定の条件に該当する建築物は耐震診断が義務化された。これを受け、平成28年度より義務 化対象建築物への耐震診断補助制度を創設している。

14. 指定確認検査機関の動向

平成11年5月の法律改正により、指定確認検査機関が建築確認業務を行うことが出来るようになった。 岡山県では平成12年9月、岡山県建築住宅センター株式会社が岡山県知事の指定を受け、岡山市に 於いて業務を開始した。つづいて、日本ERI株式会社が、平成12年4月、国土交通大臣の指定を受け業 務を開始し、平成15年4月には岡山支店を開設した。ハウスプラス中国住宅保証株式会社も平成16年4 月、中国地方整備局長の指定を受けて岡山支店を開設し業務を開始した。平成21年11月には株式会 社西日本住宅評価センターが岡山事務所(平成23年4月から岡山支店)を開設して業務を開始した。

その業務は、建築物及びこれに付属する工作物や昇降機の確認検査など確認検査業務全般にわたって行われており、業務実績は、令和元年度は、確認済件数3,618件・検査済件数3,175件、平成30年度は、確認済件数3,849件・検査済件数3,192件、平成29年度は、確認済件数3,820件・検査済件数3,314件となっており、岡山市全体の約99.4%を占めるようになっている。

同一行政区域内における建築基準法の統一的運用など今後も指定確認検査機関との協議・連携が必要である。

15. 建設リサイクル法に基づく指導等

平成14年5月30日に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)が施行され、 一定規模以上の解体工事等について、技術基準に従って、コンクリート、アスファルト、木材を分別し、 再資源化することが義務付けられた。

建設リサイクル法の施行に伴い、届出及び通知の受理・審査、工事現場への届出済証(ステッカー)の掲示、分別解体等に関する指導を行っている。令和元年度は届出2,545件、通知1,782件で合計4,327件、平成30年度は届出1,852件、通知825件で合計2,677件であった。

16. 空家対策の推進

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」、平成28年1月に「岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例」がそれぞれ施行され、平成27年度に空家の実態調査を行った結果、市内に8,660棟の空家が確認された。

実態調査に併せ、「岡山市空家等対策計画」を策定し、「空家の適切な管理・利活用」と「老朽危険な空家の解消」の両面で空家対策を推進することとし、平成29年度に「空家対策推進室」が本課に設置された。

空家等の適正管理に係る助成件数はリフォーム75件(平成26年度~令和元年度)、除却206件(平成27年度~令和元年度)、空き家情報バンクの登録は53件(平成22年度~令和元年度)の内、成約件数は40件となっている。

特定空家等は225棟(平成28年度~令和元年度)を認定し、内202棟の除却・応急措置が完了した。 所有者不明の特定空家等について、令和元年12月に略式代執行による除却を実施した。

2 建築行政統計

(1)建築行政統計統括表

①統括表(確認申請分)

	平成27年度 平成28年度														
区分		岡山	山市	指定	確認	岡山市	5全体	岡口	山市	指定	確認	岡山市	方全体	岡山	市
確認申請受付件数		48	(1)	3 962	(356)	4 010	(357)	35	(7)	3 956	(341)	3 991	(348)	24	(2)
	1号	11	(1)	396	(94)	407	(95)	10	(2)	403	(69)	413	(71)	5	(1)
建	2号			35	(5)	35	(5)			44	(1)	44	(1)		
築	3号	4		642	(94)	646	(94)	6	(1)	614	(89)	620	(90)	3	(1)
物	4号	22		2 634	(163)	2 656	(163)	17	(4)	2 717	(177)	2 734	(181)	10	
$\overline{}$	計	37	(1)	3 707	(356)	3 744	(357)	33	(7)	3 778	(336)	3 811	(343)	18	(2)
(昇降機	髮)	8		153		161		1		92	(1)	93	(1)	4	
(工作物	勿)	3		102		105		1		86	(4)	87	(4)	2	
確認済	証発行件数	43	(1)	3 944	(357)	3 987	(358)	41	(7)	3 977	(341)	4 018	(348)	23	(2)
	1号	12	(1)	402	(96)	414	(97)	10	(2)	400	(69)	410	(71)	4	(1)
建	2号			35	(5)	35	(5)			44	(1)	44	(1)		
築	3号	3		645	(94)	648	(94)	7	(1)	616	(89)	623	(90)	3	(1)
物	4号	20		2 612	(162)	2 632	(162)	18	(4)	2 735	(177)	2 753	(181)	10	
)	計	35	(1)	3 694	(357)	3 729	(358)	35	(7)	3 795	(336)	3 830	(343)	17	(2)
(昇降機		5		153		158		5		90	(1)	95	(1)	4	
(工作物	- /	3		97		100		1		92	(4)	93	(4)	2	
完了検査	至申請受付件数	28		3 392	(1)	3 420	(1)	38	(2)	3 456		3 494	(2)	24	
_	1号	9		310		319		11		284		295		4	
建	2号			33		33				37		37			
築	3号	1		544	(1)	545	(1)	5		520		525		3	
物	4号	12		2 310		2 322		13	(2)	2 440		2 453	(2)	14	
	計	22		3 197	(1)	3 219	(1)	29	(2)	3 281		3 310	(2)	21	
(昇降榜		5		139		144		7		113		120		2	
(工作物	- /	1		56		57		2		62		64		1	
検査済	証発行件数	18		3 356	(1)	3 374	(1)	35	(2)	3 410		3 445	(2)	19	
$\overline{}$	1号	4		298		302		4		278		282			
建	2号			33		33				36		36			
築	3号			542	(1)	542	(1)	6		518		524		2	
物	4号	9		2 288		2 297		15	(2)	2 406		2 421	(2)	15	
<u> </u>	計	13		3 161	(1)	3 174	(1)	25	(2)	3 238		3 263	(2)	17	
(昇降榜	, -,	4		139		143		8		113		121		1	
(工作物	勿) +計画亦軍の[1		56		57		2		59		61		1	

^{*()}は計画変更の内数です。

②統括表(計画通知分)

区分	白久(川 四世	平成2	7年度	平成2	Q 年 庄	平成2	0年度	平成3	0年度	令和元	- 在 庄
	請受付件数			- / / / -		. , , , -					L平度 (2)
唯祕甲		65	(6)	70	(12)	62	(11)	53	(5)	61	(2)
7-17	1号	22	(3)	19	(5)	17	(8)	9		10	
建	2号	0	(0)	1.5	(4)	-	(0)	0	(0)	1	
築物	3号	2	(2)	15	(4)	7	(2)	6	(2)	7	(2)
490	4号	23	(1)	24	(3)	23	(1)	31	(3)	33	(2)
/ E ## 1/	計	47	(6)	58	(12)	47	(11)	46	(5)	51	(2)
(昇降機		18		12		15		6		6	
(工作物								1		4	
確認済	証発行件数	65	(5)	66	(12)	60	(11)	61	(6)	56	(2)
_	1号	21	(2)	18	(5)	18	(8)	11	(1)	9	
建	2号										
築	3号	5	(2)	10	(4)	12	(2)	6	(2)	4	
物	4号	21	(1)	26	(3)	21	(1)	31	(3)	34	(2)
$\overline{}$	計	47	(5)	54	(12)	51	(11)	48	(6)	47	(2)
(昇降機	美)	18		12		9		12		6	
(工作物	勿)							1		3	
完了検査	至申請受付件数	61	(2)	53	(1)	55		43	(1)	42	(1)
	1号	21	(2)	18	(1)	15		8		8	
建	2号										
建築物	3号	6		4		9		3		2	
物	4号	18		15		20		24	(1)	22	(1)
$\overline{}$	計	45	(2)	37	(1)	44		35	(1)	32	(1)
(昇降榜		13	` ,	15	. ,	11		8	. ,	6	. ,
(工作物		3		1						4	
検査済	証発行件数	60	(2)	53	(1)	52		42	(1)	45	(1)
	1号	20	(2)	18	(1)	14		9	(-)	8	(-/
強	2号	20	(2)	10	(1)	- 1					
建 築 物	2号 3号	6		4		8		4		2	
物	4号	18		15		19		21	(1)	26	(1)
<i></i>	計	44	(2)	37	(1)	41		34	(1)	36	(1)
(昇降機		13	(4)	15	(1)	11		8	(1)	5	(1)
(工作物		3		15		11		0		4	
	リカ 画水軍の			1						4	

^{*()}は計画変更の内数です。

(単位:件)

平成2	9年度					平成30)年度					令和元	二年度		
指定	確認	岡山市	7全体	岡口	市	指定征	確認	岡山市	ī全体	岡山	市	指定	確認	岡山市	ī全体
3 804	(334)	3 828	(336)	23		3 834	(382)	3 857	(382)	22	(3)	3 588	(365)	3 610	(368)
415	(66)	420	(67)	5		427	(104)	432	(104)	4	(2)	297	(72)	301	(74)
40	(3)	40	(3)			52	(8)	52	(8)			56	(11)	56	(11)
528	(86)	531	(87)			537	(96)	537	(96)	3	(1)	525	(90)	528	(91)
2 610	(177)	2 620	(177)	10		2 598	(174)	2 608	(174)	6		2 521	(184)	2 527	(184)
3 593	(332)	3 611	(334)	15		3 614	(382)	3 629	(382)	13	(3)	3 399	(357)	3 412	(360)
141	(1)	145	(1)	1		120		121		7		98		105	
70	(1)	72	(1)	7		100		107		2		91	(8)	93	(8)
3 820	(331)	3 843	(333)	21		3 849	(385)	3 870	(385)	23	(3)	3 618	(363)	3 641	(366)
414	(64)	418	(65)	4		431	(104)	435	(104)	4	(2)	310	(72)	314	(74)
39	(3)	39	(3)			53	(8)	53	(8)			56	(11)	56	(11)
527	(86)	530	(87)			541	(95)	541	(95)	3	(1)	524	(91)	527	(92)
2 623	(176)	2 633	(176)	10		2 601	(178)	2 611	(178)	7		2 533	(181)	2 540	(181)
3 603	(329)	3 620	(331)	14		3 626	(385)	3 640	(385)	14	(3)	3 423	(355)	3 437	(358)
143	(1)	147	(1)	1		120		121		7		98		105	
74	(1)	76	(1)	6		103		109		2		97	(8)	99	(8)
3 368		3 392		15		3 253	(1)	3 268	(1)	16		3 175		3 191	
324		328				314	(1)	314	(1)	2		244		246	
35		35				31		31				49		49	
432		435				453		453				425		425	
2 417		2 431		8		2 257		2 265		3		2 273		2 276	
3 208		3 229		8		3 055	(1)	3 063	(1)	5		2 991		2 996	
112		114		3		137		140		7		113		120	
48		49		4		61		65		4		71		75	
3 314		3 333		18		3 192	(1)	3 210	(1)	17		3 175		3 192	
307		307		1		308	(1)	309	(1)	2		247		249	
33		33				32		32				46		46	
425		427				444		444		1		426		427	
2 392		2 407		9		2 208		2 217		3		2 272		2 275	
3 157		3 174		10		2 992	(1)	3 002	(1)	6		2 991		2 997	
111		112		4		137		141		7		111		118	
46		47		4		63		67		4		73		77	

(2)建築確認申請受付件数及び総床面積の推移

(単位:件,m²)

区別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
岡山市	総件数	84	72	52	56	59
m1 hrt 1 1	総床面積	23 567	22 410	12 612	14 184	23 270
指定確認	総件数	3 707	3 442	3 261	3 232	3 042
検査機関	総床面積	526 094	394 777	412 278	420 146	356 314
岡山市全体	総件数	3 791	3 514	3 313	3 288	3 101
岡田川土仲	総床面積	549 661	417 187	424 890	434 330	379 584

[※]建築物の確認申請及び計画通知を合わせた数値です(計画変更は除いています)。

(3)建築確認等受付件数の状況 ※建築物の確認申請及び計画通知を合わせた数値です(計画変更は除いています)。

○工事種別件数

(単位:件)

<u> </u>	-/• • • • //	•							(1
区別					平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	新		築		3 430	3 204	3 033	3 039	2 835
	増		築		346	288	255	230	248
	移		転		1	1	24	1	1
	改		築					3	6
用	途	変	更	他	14	21	1	15	11
		計			3 791	3 514	3 313	3 288	3 101

○構造別件数

(単位:件)

区別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
木 造	2 616	2 541	2 408	2 417	2 333
鉄 骨 造	1 075	898	829	788	705
鉄筋コンクリート造	86	64	63	77	56
鉄 骨 鉄 筋 コン クリート造	2	4	5	2	2
そ の 他	12	7	8	4	5
計	3 791	3 514	3 313	3 288	3 101

○延べ床面積別件数

(単位:件)

					(11/
区別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
30㎡以内のもの	54	68	96	79	83
30㎡を超え100㎡以内のもの	706	657	716	752	632
100㎡を超え200㎡以内のもの	2 096	2 010	1 890	1 922	1 909
200㎡を超え500㎡以内のもの	493	445	411	334	308
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	262	197	102	100	83
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	94	74	44	49	45
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	67	56	53	46	34
10,000㎡を超50,000㎡以内のもの	17	7	1	5	6
50,000㎡を超えるもの	2		1	1	1
計	3 791	3 514	3 314	3 288	3 101

○用途•地上階数別件数

用途	階数	1	2	3	4	5	6
一戸建ての住宅		249	2 143	33			
長屋建て住宅			132	7			
共同住宅		5	48	55	4	4	1
併用住宅		5	24	4		1	
工場等		22	9	2	2	1	
事務所							
店舗等							
ホテル・旅館等							
児童福祉施設・老人ホーム等		12	11	3			
倉庫		41	7	2			
飲食店等		5	4				
教育施設		15	13	2		1	1
医療施設		5	7	1	1		
集会施設		1	3				
その他		104	58	16	5	9	2
計		464	2 459	124	12	16	4

○防火·準防火·都市計画区域別件数

(単位:件)

区別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都市	防火地域	39	26	23	30	22
計画	準防火地域	345	265	269	254	206
区域内	法22条区域	3 392	3 207	3 014	2 994	2 860
	都市計画区域外	15	16	7	10	13
	計	3 791	3 514	3 313	3 288	3 101

○用途地域•都市計画区域別件数

(単位:件)

区別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	第1種低層住居専用地域	504	550	479	492	422
	第2種低層住居専用地域					3
	第1種中高層住居専用地域	446	363	410	436	375
	第2種中高層住居専用地域	171	216	213	154	182
	第1種住居地域	885	859	772	738	667
都市	第2種住居地域	219	177	165	180	158
計画	準住居地域					
区域内	近隣商業地域	153	131	143	146	108
	商業地域	162	98	108	110	123
	準工業地域	352	373	306	295	305
	工業地域	31	16	15	26	30
	工業専用地域	8	3	8	2	5
	指定なし	845	712	687	699	710
	都市計画区域外	15	16	7	10	13
	計	3 791	3 514	3 313	3 288	3 101

○住宅等別件数

(単位:件)

区別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一戸建ての住宅	2 812	2 667	2 484	2 508	2 425
長 屋 建 て 住 宅	253	223	205	196	139
併 用 住 宅	44	36	29	31	34
共 同 住 宅	217	194	184	161	133
上 記 住 宅 以 外	465	394	411	392	3 101
計	3 791	3 514	3 313	3 288	3 101

○区別件数

(単位:件)

0 1 10 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					()
区別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
北区	1 460	1 322	1 204	1 227	1 172
中区	817	891	836	769	745
東区	550	481	452	474	421
南区	964	820	821	818	763
計	3 791	3 514	3 313	3 288	3 101

(単位:件)

									(半位:十)
7	8	9	10	11	12	13	14	15以上	合計
									139
									133
4		4	1	2	2	1		2	34
									36
									26
									50
									8
									32
									15
	1								4
									198
	1		1					2	3 100
4	2	4	2	2	2	1		4	3 775

(4)許可申請取扱い件数

(単位:件)

(<u></u> /h ,,l_,h	<u> </u>					(+ 1,17)
適用法令		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法第43条	1項	205	184	174	192	149
法第44条	1項		3			1
	1項					
	2項					
	3項					1
	4項		1			
	5項					
- 注	6項					
法第48条	7項					
	8項					
	9項					
	10項					
	11項					
	12項					
法第51条					1	3
	9項					
法第52条	10項					
	13項					
法第55条	3項					
法第56条2	1項		4	1		1
法第59条						
法第59条2	1項					
	3項					
法第85条	5項	11	8	3	13	
計	•	216	200	178	206	155

注1 H30年度は法改正後の法第43条第2項の認定・許可件数を含む。

(8) 岡山市中高層建築物に関する指導要綱による申請状況 (H27年度から指導指針)

	延べ面積			-	平成27年度	F				
	严、 国俱		500 m²	500 m²	1000 m ²	2000 m ²	3000 m²	5000 m ²		500 m ²
用途地域			未満	以上	以上	以上	以上	以上		未満
第1種低層住居専用		2	1	1					4	1
第1種中高層住専用		3				1	1	1	4	
第2種中高層住専用		5	1	2				2	1	_
第1種住居		7		2	2	1	1	1	6	
第2種住居		1		1					8	
その他		9	1		1		2	5	14	1
計		27	3	6	3	2	4	9	37	2
		/ L ==	- 1.1	roll II	/> /-!				(H====================================	- o / 山 - 古 7/b

(内訳:学校5件,事務所2件,共同住宅12件,その他8件)

(内訳:学校3件,事務

年度			-	平成30年度	Ŧ				
延べ面積		500 m²	$500\mathrm{m}^2$	$1000\mathrm{m}^2$	2000 m²	$3000\mathrm{m}^2$	$5000\mathrm{m}^2$		500 m²
用途地域		未満	以上	以上	以上	以上	以上		未満
第1種低層住居専用	6	3	3					0	
第1種中高層住専用	1	1						2	
第2種中高層住専用	2			1	1			2	
第1種住居	2		1			1		7	2
第2種住居	1			1				9	2
その他	12		3	2	1	1	5	9	
計	24	4	7	4	2	2	5	29	4

(内訳:事務所4件, 共同住宅15件, その他5件)

(内訳:学校2件,事務

[※] 法第47条(壁面線による建築制限)の許可については、法第46条の壁面線指定区域無しにつき、対象外。

(5)仮使用承認件数(H27年度から認定)

(単位:件)

適用法令	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法第7条の6第1項(特定行政庁によるもの)	4	10	8	13	3
法第18条第24項(特定行政庁によるもの)	1	5	5	4	0
計	5	15	13	17	3

(6)建築物認定取扱い件数

(単位:件)

適用法令	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
適用の除外(法第3条第1項)	0	0	0	0	0
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地 域内における建築物の高さの限度(法第55条)	1	0	1	0	0
全体計画認定(法第86条の8)	0	0	0	0	0
前面道路とみなす道路等(令第131条の2)	0	0	1	0	0
計	1	0	2	0	0

(7)道路の位置の指定状況

①年度別表

(単位:件,m)

	127						(
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
区分		平成26年度		平成20平度	平成29年及	平成30平度	7 和兀平皮	
件数		5 212.00	27.00	33.00	23.00	24.00	30.00	
総延長		382 472.10	937.56	1 247.53	836.04	878.83	848.69	
延長	幅員6m以上	176 489.78	469.72	575.81	529.94	559.84	208.40	
延氏	幅員6m未満	205 982.32	467.84	671.72	306.10	318.99	640.29	

②区画分譲予定面積(道路の位置指定)別件数

(単位:件)

年度 区画面積	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度							
100㎡未満	0	3	0	0	2							
125㎡未満	6	6	0	6	3							
150㎡未満	22	12	9	12	8							
150㎡以上	72	68	72	52	63							
計	100	89	81	70	76							

(単位:件)

											(単位・円)
	平成28年度	F			_		2	平成29年度	Ę.		
500㎡ 以上	1000㎡ 以上	2000㎡ 以上	3000㎡ 以上	5000㎡ 以上		500㎡ 未満	500㎡ 以上	1000㎡ 以上	2000㎡ 以上	3000㎡ 以上	5000㎡ 以上
3					3		1		1		1
	1		1	2	1				1		
				1	2			1	1		
			3	3	6	1	2		2		1
	6	2			3		1	2			
2	1	2	4	4	17	1	2	1	3	4	6
5	8	4	8	10	32	2	6	4	8	4	8

所5件, 共同住宅23件, その他6件)

(内訳:学校1件,事務所4件,共同住宅19件,その他8件)

(単位:件)

2	令和元年度	Ę		
500㎡ 以上	1000㎡ 以上	2000㎡ 以上	3000㎡ 以上	5000㎡ 以上
0	0	0	0	
1	0	0	1	
0	1	0	1	
2	2	1	0	
3	2	1	0	1
1	4	0	1	3
7	9	2	3	4

所7件, 共同住宅15件, その他5件)

(9)違反建築物是正指導状況

①違反建築物に対する是正措置の状況

年度	27	28	29	30	31
事項	21	20	23	30	51
違反建築物件	163	73	65	68	78
法第9条第2項により命令した件数					
法第9条第1項により命令した件数					
法第9条第7項により命令した件数					
法第9条第10項により命令した件数					
是正された建築物件数	38	26	43	30	31
法第9条第11項による代執行件数					
告発件数					

②違反建築物に対する行政指導の状況

年度	2	7	2	8	2	9	3	0	3	1
事項	行政指導の件数	行政指導の結果是正された件数								
確認申請提出指示等	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
工事施工(作業)停止指示等	1	1	0	0	0	0	2	1	0	0
使用禁止(制限)指示等	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
移転、除却等指示等	7	4	4	2	7	5	7	5	6	3
その他	155	33	68	23	58	38	58	23	72	28
計	163	38	73	26	65	43	68	30	78	31

(10)意見の聴取回数

年度	97	00	00	0.0	0.1
事項	27	28	29	30	31
回数	0	0	0	0	1
件数	0	0	0	0	1

(11)建設リサイクル法届出・通知状況

(11)/CR/2/2/12/2/ IA/HH /C/III/(UI											
	年度	2	7	2	8	2	9	3	0	3	1
知 件数	届出·通	届出 件数	通知 件数								
解体工事		1 137	18	1 202	18	1 200	23	1 237	44	1 297	1 262
新築工事等		185	38	168	37	186	17	207	13	173	159
建築物以外工事		365	653	405	652	402	675	408	768	1 075	361
計		1 687	709	1 775	707	1 788	715	1 852	825	2 545	1 782

(12)省エネ法届出状況(300㎡以上)(単位:件数) (13)建築物省エネ法性能確保計画(単位:件数)

<u> </u>		(T-12-11 3A)
用途 年度	27	28
ホテル等	1	0
病院等	13	16
物販店舗等	9	15
事務所等	32	29
学校等	15	15
飲食店舗等	1	4
集会所等	8	11
工場等	15	23
共同住宅等	191	244
≟ ↓	205	357

(10)/C				(TE:II 30)
種別	————年度	29	30	31
一戸建て の住宅	届出	4	1	5
共同住宅 等		194	186	120
非住宅建	適合性判定	2	0	0
築物	届出	82	74	73
複合建築	適合性判定	0	0	0
物	届出	15	17	22
	計	297	278	220

357 ※平成29年4月1日施行

(14)建築物省エネ法性能向上計画の認定

()出	H.	1H-	**

	勿有工小仏住能的				(単位:件数)
用途	年度	28	29	30	31
一戸建ての	法第29条第1項申請	3	3	1	7
住宅	法第31条第1項申請	0	0	0	0
	法第36条第1項申請	0	0	0	0
共同住宅等	法第29条第1項申請	0	0	0	0
	法第31条第1項申請	0	0	0	0
	法第36条第1項申請	0	0	0	0
	法第29条第1項申請	0	0	0	0
物	法第31条第1項申請	0	0	0	0
	法第36条第1項申請	0	0	0	0
複合建築物	法第29条第1項申請	0	0	0	0
	法第31条第1項申請	0	0	0	0
	法第36条第1項申請	0	0	0	0
	計	3	3	1	7

※平成28年4月1日施行

(15)長期優良住宅建築等計画の認定

(単位:件数		(単	位:	:件	数
--------	--	----	----	----	---

種別	年度	27	28	29	30	31
一戸建ての	法第5条第1項認定	932	945	804	774	755
住宅	法第5条第2項認定	0	0	0	0	0
	法第5条第3項認定	61	65	62	90	67
	法第8条変更	41	43	42	23	46
	法第9条変更	54	60	65	60	61
	法第10条承認	15	8	13	13	13
共同住宅等	法第5条第1項認定	2	6	4	3	9
	法第5条第2項認定	0	0	0	0	0
	法第5条第3項認定	0	0	0	0	0
	法第8条変更	0	1	0	0	2
	法第9条変更	0	0	0	0	0
	法第10条承認	0	0	0	0	0
	計	1 105	1 128	990	963	953

※平成21年6月4日施行

(16)低炭素建築物新築等計画の認定

(畄位・佐数)

(10) (20)	不足来的例末可可					(単位:)件級/
種別	年度	27	28	29	30	31
	法第53条第1項申請	33	23	28	20	46
住宅	法第55条第1項申請	1	1	0	0	0
共同住宅等	法第53条第1項申請	0	0	0	1	0
	法第55条第1項申請	0	0	0	0	0
	法第53条第1項申請	0	0	0	0	0
物	法第55条第1項申請	0	0	0	0	0
複合建築物	法第53条第1項申請	124	0	0	0	0
	法第55条第1項申請	0	0	0	104	83
	計	158	24	28	125	129

※平成24年12月4日施行

3 建築審査会

(1)建築審査会委員名簿

	(任期 平	^Z 成 30 年 11 月 1 日~令和 2 年 10 月 31 日)	
氏 名	部門	現職	備考
杉本 秀介	法 律	弁護士	
髙橋 邦彰	経 済	岡山商工会議所 専務理事	
新谷 雅之	建築	建築士	会 長
関川 華	建築	近畿大学建築学部建築学科 講師	
樋口 輝久	都市計画	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授	職務代理
吉田 美知恵	公衆衛生	公益社団法人 岡山県看護協会 看護研修センター 教育担当	
岡野 千鶴	行 政	公益社団法人 岡山県文化連盟 専務理事	

(注)建築基準法記載部門順

(2)建築審査会開催状況

開催年月日	案	件	適用条例	件数
	建築基準法(以下「法」と 第4号(渡り廊下)許可		法第 44 条第1項第4号	1
平成 28 年7月 20 日	法第 56 条の2第1項だ (包括処分の報告)		法第 56 条の2第1項	1
	法第 43 条第1項ただし 関係)許可(包括処分の	報告)	法第 43 条第1項	331
	法第 56 条の2第1項だ (包括処分の報告)		法第 56 条の2第1項	1
	岡山市建築審査会条例			1
平成 28 年 11 月7日	法第 48 条第4項ただし		法第 48 条第4項	1
	法第 56 条の2第1項た7	だし書き(日影)許可	法第 56 条の2第1項	1
	法第 43 条第1項ただし 関係)許可(包括処分の		法第 43 条第1項	67
	法第 44 条第1項第2号	(道路内建築許可)	法第 44 条第1項2号	1
平成 29 年2月6日	法第 56 条の2第1項た7	だし書き(日影)許可	法第 56 条の2第1項	1
一种 29 中2月 0日	法第 43 条第1項ただし 関係)許可(包括処分の		法第 43 条第1項	40
	法第 56 条の2第1項た7	だし書き(日影)許可	法第 56 条の2第1項	1
平成 29 年3月 20 日	法第 43 条第1項ただし 関係)許可(包括処分の		法第 43 条第1項	27
	法第 56 条の2第1項た7	だし書き(日影)許可	法第 56 条の2第1項	1
平成 29 年 11 月 20 日	法第 43 条第1項ただし 関係)許可(包括処分の		法第 43 条第1項	105
	法第 44 条第1項第2号	(道路内建築許可)	法第 44 条第1項2号	1
令和元年8月19日	法第 43 条第2項第二 係)許可(包括処分の報		法第 43 条第2項2号	289
	法第 48 条第 3 項ただし	書き(用途)許可	法第 48 条第3項	1
令和元年 10 月1日	法第 43 条第2項第二 係)許可(包括処分の報		法第 43 条第2項2号	27
	岡山市建築審査会包括	同意基準の改正		

4 定期報告状況

(1)特殊建築物

(単位:件数)

件数	指定件数	報告すべき	報告	件数
用途	(A)	件数(B)	件数(C)	(C)/(B)
劇場·映画館·演芸場	5	0	0	0
観覧場·公会堂·集会場	34	0	0	0
病院·診療所·児童福祉施設等	386	366	327	89.3%
旅館・ホテル	117	0	0	0
百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・舞踏場・遊戯場・公衆浴場(個室付浴場に限る)・待合・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗	369	0	0	0
スポーツの練習場	4	0	0	0
地下街	2	0	0	0
計	917	366	327	89.3%

(令和2年3月31日現在)

(2)建築設備(非常用照明他)

(単位:件数)

件数	指定件数	報告すべき	報告	件数
用途	(A)	件数(B)	件数(C)	(C)/(B)
劇場·映画館·演芸場	5	5	3	60.0%
観覧場·公会堂·集会場	34	34	32	94.1%
病院·診療所·養老院·児童福祉施設等	386	379	349	92.1%
旅館・ホテル	117	104	66	63.5%
百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・舞踏場・遊戯場・公衆浴場(個室付浴場に限る)・待合・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗	369	351	273	77.8%
スポーツの練習場	4	4	3	75.0%
地下街	2	2	2	100.0%
計	917	879	728	82.8%

(令和2年3月31日現在)

(3)建築設備(防火設備)

(単位:件数)

件数	指定件数	報告すべき	報告	件数
用途	(A)	件数(B)	件数(C)	(C)/(B)
劇場·映画館·演芸場	5	3	2	66.7%
観覧場·公会堂·集会場	34	16	12	75.0%
病院·診療所·児童福祉施設等	386	224	183	81.7%
旅館・ホテル	117	99	41	41.4%
百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・舞踏場・遊戯場・公衆浴場(個室付浴場に限る)・待合・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗	369	268	172	64.2%
スポーツの練習場	4	4	3	75.0%
地下街	2	2	2	100.0%
病院、有床診療所又は、高齢者、障害者等の就寝の用に供する 用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上	0	0	0	0
計	917	616	415	67.4%

(令和2年3月31日現在)

(4)昇降機等

(単位:件数)

件数	指定件数	報告すべき	報告	件数
用途	(A)	件数(B)	件数(C)	(C)/(B)
エレベーター	4 307	4 037	3 679	91.1%
小型エレベーター	151	141	128	90.8%
小荷物専用昇降機	348	335	230	68.7%
階段昇降機	11	11	10	90.9%
エスカレーター	474	434	411	94.7%
遊戯施設	6	1	1	100.0%
카	5 297	4 959	4 459	89.9%

(令和2年3月31日現在)

5 くらしやすい福祉のまちづくり条例届出件数等

(単位:件数)

			平 4	रे 27 ई	∓ 度	平片	₹ 28 £	F 度	亚声	文 29 4	王 度	平片	₹ 30 £	王 度	令利	単位: 1 元 ⁴	
	対	象 施 設	届出	協議	合計	届出	協議	合計	届出	協議	合計	届出	協議	合計	届出	協議	合計
	1	第一種医療施設	3 (2)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	(0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	(0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
•	2	第一種保健福祉施設	12 (2)	0 (0)	12 (2)	11 (5)	0 (0)	11 (5)	7 (2)	1 (1)	8 (3)	6 (1)	0 (0)	6 (1)	5 (2)	(0)	5 (2)
(1)	3	第一種官公庁施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	(0)	(0)
-	4	文化教養施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	(0)
	5	公益施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	(0)
	1	第二種医療施設	9 (4)	0 (0)	9 (4)	13 (6)	(0)	13 (6)	16 (8)	(0)	16 (8)	6 (3)	0 (0)	6 (3)	11 (2)	(0)	11 (2)
•	2	第二種保健福祉施設	3 (1)	0 (0)	3 (1)	27 (12)	(0)	27 (12)	29 (8)	0 (0)	29 (8)	15 (9)	1 (0)	16 (9)	16 (6)	(0)	16 (6)
(2)	3	第二種官公庁施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	(0)
•	4	教育施設	5 (1)	1 (0)	6 (1)	2 (1)	1 (0)	3 (1)	4 (1)	1 (1)	5 (2)	1 (1)	2 (0)	3 (1)	3 (2)	(0)	(2)
•	5	集会施設	2 (1)	0 (0)	2 (1)	5 (3)	(0)	5 (3)	5 (4)	0 (0)	5 (4)	4 (2)	1 (1)	5 (3)	2 (1)	(0)	(1)
	1	興行施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	(0)	(0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
	2	遊戲施設	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	(0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	(0)	(0)
-	3	スポーツ施設	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	1 (1)	1 (1)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	(0)	(0)
-	4	物品販売店舗	24 (17)	0 (0)	24 (17)	30 (20)	0 (0)	30 (20)	33 (17)	1 (1)	34 (18)	36 (26)	5 (4)	41 (30)	13 (9)	3 (2)	16 (11)
-	4'	コンビニエンスストア													2 (0)	(0)	(0)
(3)	5	飲食店舗	9 (5)	0 (0)	9 (5)	7 (5)	0 (0)	7 (5)	11 (4)	(0)	11 (4)	10 (6)	0 (0)	10 (6)	6 (5)	(0)	(5)
-	6	サービス業店舗	3 (2)	0 (0)	3 (2)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	(0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	(0)	1 (1)
	7	宿泊施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	(0)	0 (0)	3 (2)	3 (2)	4 (2)	1 (0)	5 (2)	2 (0)	(0)	(0)
-	8	展示施設	2 (1)	0 (0)	2 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	(0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	(0)	(1)
	9	観光施設	0 (0)	(0)	0 (0)	0 (0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	
-	10	自動車車庫	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	(0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(0)	0 (0)	1 (1)	(1)
(4)	1	事務所		1 (0)	1 (0)		2 (0)	2 (0)		2 (2)	2 (2)		1 (0)	1 (0)		(0)	(0)
(4)	2	工場等		0 (0)	0 (0)		1 (1)	1 (1)		3 (2)	3 (2)		1 (0)	1 (0)		1 (0)	(0)
(E)	1	共同住宅		12 (1)	12 (1)		14 (1)	14 (1)		13 (3)	13 (3)		10 (1)	10 (1)		5 (0)	
(5)	2	寄宿舎		0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)		1 (0)	1 (0)		0 (0)	0 (0)		(0)	(0)
(6)		公共交通機関の駅舎等			0 (0)			0 (0)			0 (0)			0 (0)		(0)	(0)
(7)	DL L	複数構成施設の共用部分 2以上の用途で構成される 施設の共用部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
	合		74 (37)	14 (1)	(38)	101 (53)	19 (2)	120 (55)	108 (45)	26 (13)	134 (58)	87 (52)	25 (8)	112 (60)	64 (29)	12 (4)	76

※()内は適合件数

6 総合設計制度適用建築物

名称	昭和 48 年度	昭和 49 年度	昭和 52 年度
項目	〒171 40 千反 新岡山ビルディング	住友生命岡山ビル	品和 52 年度 三井生命ビル
切り カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
1 建築主	(株)新岡山ビルディング 代表取締役社長 寺西直一	住友生命保険相互会社 取締役社長 新井正明	三井生命保険相互会社 代表取締役社 長田島孝寛
2 設計	(株)日建設計大阪事務所	(株)日建設計大阪本社	梓設計
3 施工	清水建設(株)	鹿島建設(株)	鹿島建設(株)
4 敷地場所	岡山市中山 24-2,24-3,23 内山下 80-18	岡山市柳町一丁目 292	岡山市幸町 8-101 他 9 筆
5 敷地面積	1,408.15 m²	2,281.43 m²	1,447.06 m²
6 用途地域	商業地域	商業地域	商業地域
7 防火地域	防火地域	防火地域	防火地域
8 用途	事務所	事務所	事務所
9 建築面積	989.14 m²	929.35 m²	660.46 m²
10 建ぺい率	70.24%	40.74%	45.64%
11 法定建ぺい率	100%	100%	100%
12 公開空地実面積 有効公開空地	580.00 m²(41.19%)	963.90 m²(42.25%)	633.83 m²(43.80%)
13 延床面積	10,610.76 m²	17,979.33 m²	10,138.77 m²
14 容積対象床面積	8,428.96 m²	16,350.98 m²	9,352.69 m²
15 法定基準容積率	500%	600%	600%
16 実施容積率	598.60%	716.70%	646.32%
17 駐車台数	68 台	78 台	50 台
18 規模	地上 13 階地下2階	地上 20 階地下2階	地上 14 階地下2階 塔屋2階
19 最高の高さ	47.5m	73.7m	60.6m
20 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造
21 外装	吹付タイル	プレキャストコンクリート パネル	プレキャストコンクリート パネル
22 備考			

力 扑	四毛 50 左座	IDD手n 57 左 安	III手n co 左座
名称	昭和53年度	昭和57年度	昭和60年度
項目	日本生命岡山第2ビル	第一生命岡山第2ビル	朝日生命岡山ビル
1 建築主	日本生命保険相互会社 岡山支社	第一生命保険相互会社 岡山支社	朝日生命保険相互会社
	岡山支社長 佐野昌之	岡山支社長 丸本金雄	代表取締役 高島隆平
2 設計	鹿島建設(株)	清水建設(株)	(株)竹中工務店
3 施工	鹿島建設(株)	清水建設(株)	(株)竹中工務店
4 敷地場所	岡山市下石井二丁目 145- 8,145-15,145-19,145-20	岡山市下石井二丁目 1- 101,1-102,1-103,1-121,1- 122	岡山市柳町二丁目 6-117
5 敷地面積	1,058.24 m²	1,645.98 m²	1,119.55 m²
6 用途地域	商業地域	商業地域	商業地域
0 用透地域	何未地以	(容積率 600%・400%)	(容積率 600%・400%)
7 防火地域	防火地域	防火地域	防火地域
8 用途	事務所	事務所	事務所
9 建築面積	734.81 m²	797.76 m²	666.21 m²
10 建ぺい率	69.43%	48.47%	59.50%
11 法定建ペい率	100%	100%	100%
12 公開空地実面積 有効公開空地	216.60 m²(20.47%)	545.06 m²(33.11%)	304.43 m²(27.19%)
13 延床面積	6,952.53 m²	11,274.60 m²	7,054.46 m²
14 容積対象床面積	6,626.89 m²	9,958.33 m²	6,692.19 m²
15 法定基準容積率	600%	545.24%	557.6%
16 実施容積率	626.21%	605.01%	597.75%
17 駐車台数	28 台	51 台	33 台
18 規模	地上9階地下1階 塔屋1階	地上 14 階地下1階 塔屋1階	地上 13 階
19 最高の高さ	36.4m	57.4m	45.0m
20 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コングリート造
21 外装	磁気タイル貼	小口タイル打込	小口タイル打込
22 備考			

名称	昭和 63 年度	平成元年度	平成4年
項目	福武書店本社ビル	中国銀行本店	アーバンスクエアービル
×11	株式会社 福武書店	(株)中国銀行	(株) 吉本組
1 建築主	代表取締役 福武聰一郎	取締役頭取 稲葉侃爾	代表取締役 吉本義則
0 30.31	㈱日建設計	三菱地所㈱	㈱吉本組
2 設計	一級建築士事務所	一級建築士事務所	一級建築士事務所
		㈱竹中工務店	
3 施工	鹿島建設㈱・㈱大本組	㈱藤木工務店	㈱吉本組
		㈱大本組 アイサワ工業㈱	
4 敷地場所	岡山市南方三丁目 376-1	岡山市丸の内一丁目 15-	岡山市駅前町二丁目 5-
30.2.000	他	110 他	124,125,126 他
5 敷地面積	4,350.37 m ²	4,076.72 m ²	872.60 m²
	商業地域(400/80)		
6 用途地域	住居地域(200/60)	商業地域(容積率 500%)	商業地域(容積率 400%)
	近隣商業地域(200/80)		
7 防火地域	準防火地域	防火地域	準防火地域
8 用途	事務所	事務所(銀行本店)	事務所(テナントビル)
9 建築面積	1,473.26 m²	2,944.64 m²	468.35 m²
10 建ぺい率	33.87%	72.23%	53.67%
11 法定建ペい率	83.00%	100%	80%
12 公開空地実面積	2,890.78 m²(66.4%)	1,427.68 m²(35.0%)	265.42 m²(30.4%)
有効公開空地	3,065.12 m²(70.4%)	1,990.15 m²(48.8%)	311.82 m²(35.7%)
13 延床面積	18,409.99 m²	28,433.22 m²	4,966.04 m²
14 容積対象床面積	16,852.12 m²	24,016.87 m²	3,976.75 m²
15 法定基準容積率	292.50%	500%	400%
16 実施容積率	387.37%	589.19%	455.74%
7 駐車台数	31 台	96 台(敷地内)	63 台(敷地内)
18 規模	地上 14 階地下3階	地上 12 階地下3階	地上 11 階
19 最高の高さ	70.0m	59.9m	43.3m
20 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び 鉄骨一部鉄筋コンクリート造	鉄骨造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造
21 外装	PC版花崗石貼	花崗石打込PC版	磁気質タイル打込PC版
22 備考			

名称	平成5年度	平成6年度	平成7年度			
項目	(仮称)岡山県立図書館・文書館	ファミール・タワープラザ岡山	(仮称)ザ・サードビル			
		丸紅(株)	(株)ザ・サード			
1 建築主	岡山県知事 長野士郎	代表取締役 橋本 守	代表取締役 那須 正之			
0 3031		(株)竹中工務店	(++) みょ ** 7+ /かつこ = + マケコ			
2 設計	(有)芦原建築設計研究所	広島一級建築士事務所	(株)やなぎ建築設計事務所			
3 施工		(株)竹中工務店 丸紅建設(株)	(株)まつもとコーポレーション			
			岡山市表町三丁目			
4 敷地場所	岡山市内山下一丁目 6-101	岡山市国体町75-23の一部	14-101,-102,-103,-104,			
			-105,-106,-119,-120			
5 敷地面積	2,882.73 m²	6,647.26 m²	1,591.12 m²			
6 用途地域	商業地域(容積率 500%)	商業地域(容積率 400%)	商業地域 (指定容積率 500%)			
7 防火地域	防火地域	準防火地域	防火地域			
8 用途	図書館	共同住宅	共同住宅·店舗·事務所			
9 建築面積	1,764.4 m²	1,815.30 m²	1,163.22 m²			
10 建ぺい率	61.21%	27.31%	73.11%			
11 法定建ぺい率	100%	80%	100%			
12 公開空地実面積	925.30 m²(32.0%)	2,175.68 m²(32.7%)	578.28 m²(36.34%)			
有効公開空地	1,246.25 m²	2,722.64 m²(41.0%)	617.96 m²(38,84%)			
13 延床面積	20,737.0 m ²	30,992.69 m²	9,885.25 m²			
14 容積対象床面積	16,764.0 m²	28,922.69 m²	8,755.74 m²			
15 法定基準容積率	500%	400%	480%			
16 実施容積率	581.54%	435.11%	550.29%			
17 駐車台数	100 台(敷地内)	267 台(自動車)(敷地内) 529 台(自転車)(敷地内)	50 台(自動車)(敷地内) 226 台(自転車)(敷地内)			
18 規模	地上8階地下5階塔屋1階	地上 29 階地下1階塔屋1階	地上14階地下1階塔屋1階			
19 最高の高さ	56.0m	96.8m	49.4m			
20 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造			
21 外装	PC版	ALC版	タイル貼			
22 備考	取りやめ届け受理	戸数 328 戸	戸数 83 戸			

名称	平成8年度	平成8年度	平成 12 年度
項目	ニッセイ岡山下石井ビル	NTTクレド岡山ビル	岡山市本町 4 番地区 優良建築物整備事業ビル
1 建築主	日本生命保険相互会社 岡山支社 支社長 本田泰敏	(㈱エヌ・ティ・ティ・クレド 代表取締役社長 三田 清	本町都市開発㈱ 代表取締役 角南 総一郎
2 設計	(㈱大林組本店 一級建築士事務所	㈱エヌ・ティ・ティ・ファシリティーズ中国支店一級建築士事務所	㈱都市生活研究所
3 施工	㈱大林組広島支店	NTTクレド岡山ビル 建設工事協同企業体	戸田建設㈱,広成建設㈱ 協立土建㈱
4 敷地場所	岡山市下石井二丁目 2-102 他	岡山市中山下一丁目 8-113,-124	岡山市本町 4-105 他
5 敷地面積	1,926.38 m²	4,160.86 m²	1,623.82 m²
6 用途地域	商業地域 (指定容積率 600%)	商業地域 (指定容積率 600%)	商業地域 (指定容積率 480%)
7 防火地域	防火地域	防火地域	防火地域
8 用途	事務所	店舗·事務所·駐車場	共同住宅·店舗
9 建築面積	1,127.60 m ²	2,872.53 m²	1,164.706 m²
10 建ペい率	58.53%	69.03%	71.73%
11 法定建ぺい率	100%	100%	100%
12 公開空地実面積 有効公開空地	610.82 m²(31.71%) 869.51 m²(45.14%)	1,187.73 m²(28.54%) 2,085.96 m²(50.13%)	1,628.80 m²(100.3%) 1,156.59 m²(71.22%)
13 延床面積	14,938.67 m²	38,245.12 m²	14,245.83 m²
14 容積対象床面積	13,258.67 m²	29,374.64 m²	10,715.75 m²
15 法定基準容積率	600%	600%	480%
16 実施容積率	688.27%	705.97%	659.92%
17 駐車台数	駐車台数 113 台	駐車台数 345 台 駐輪台数 350 台	駐車台数 90 台 駐輪台数 176 台
18 規模	地上14階地下1階塔屋1階	地上 21 階地下2階塔屋1階	地上 23 階地下1階塔屋1階
19 最高の高さ	59.5m	101.1m	74.3m
20 構造	鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造
21 外装	PC版	PC版	PC版
22 備考			戸数 87 戸

名称	平成 13 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
147	十八人 13 千万	一次 13 年及 (仮称)岡山市野田屋町一丁	一十八 10 千尺
項目	グレースタワー	目 11 番東地区再開発ビル	(仮称)岡山駅前ビル
1 建築主	両備バス(株)	両備バス(株)	(株)天満屋
1 建荣土	(代)小嶋 光信	(代)小嶋 光信	(代)伊原木 隆太
2 設計	(株)浦辺設計	(株)浦辺設計	(株)竹中工務店
2 放計	(代)松村慶三	(代)松村慶三	広島一級建築士事務所
3 施工	(株)竹中工務店広島支店	(株)竹中工務店広島支店	(株)竹中工務店広島支店
4 敷地場所	岡山市野田屋町一丁目 11-101 他	岡山市野田屋町一丁目 11-117 他	岡山市駅元町 503-1,503-2
5 敷地面積	1,790.43 m ²	1,238.65 m²	1,401.30 m²
6 用途地域	商業地域(指定容積率600%)	商業地域(指定容積率600%)	 商業地域(指定容積率 600%)
7 防火地域	防火地域	防火地域	防火地域
8 用途	共同住宅	共同住宅·店舗	事務所(貸しビル)
9 建築面積	1,038.38 m²	779.16 m²	835.33 m²
10 建ぺい率	58%	62.90%	59.61%
11 法定建ペい率	100%	100%	80%
12 公開空地実面積	781.51 m²	471.38 m²	526.84 m²
有効公開空地	1,017 m²	585.70 m²	943.46 m²
13 延床面積	18,870.45 m²	12,129.64 m²	11,173.36 m²
14 容積対象床面積	13,595.31 m²	8,835.40 m²	10,220.12 m²
15 法定基準容積率	600%	600%	600%
16 実施容積率	759.33%	713.31%	729.33%
	駐車台数 153 台	駐車台数 62 台	駐車台数 29 台(敷地内)
17 駐車台数	駐輪台数 285 台(バイク8台)	駐輪台数178台(バイク6台)	駐輪台数 8台(敷地内)
18 規模	地上 32 階地下1階 PH1階	地上 29 階地下1階 PH2 階	地上13階地下1階
19 最高の高さ	103.2m	94.1m	54.7m
20 構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
21 外装	タイル貼	タイル貼	ガラスカーテンウォール, タイル貼
22 備考	戸数 128 戸	戸数 74 戸	

名称項目	平成 17 年度 ライオンズマンション 岡山表町	平成 18 年度 岡山市本町8番 地区再開発ビル	平成 25 年度 川崎医科大学附属 川崎病院
1 建築主	(㈱大京 大阪支店 支店長 田嶋 猛	岡山市本町8番地区 市街地再開発組合 理事長 大村 祐章	学校法人川崎学園 理事長 川崎誠治
2 設計	㈱INA新建築研究	㈱都市生活研究所	㈱竹中工務店
3 施工	㈱鴻池組 広島支店	西松建設㈱中国支店	㈱竹中工務店広島支店
4 敷地場所	岡山市表町一丁目1番 105	岡山市本町8番102他	岡山市北区中山下二丁目 6番1
5 敷地面積	1,409.38 m²	2,117.68 m²	12,089.46 m²
6 用途地域	商業地域(指定容積率600%)	商業地域(指定容積率 500%)	商業地域(指定容積率 500%)
7 防火地域	防火地域	防火地域	防火地域
8 用途	共同住宅·店舗	ホテル・共同住宅・ 物販店舗・飲食店	病院
9 建築面積	694.58 m²	1,411.37 m²	5,603.85 m²
10 建ペい率	49.28%	66.64%	46.35%
11 法定建ペい率	100%	70%(高度利用地区)	100%
12 公開空地実面積 有効公開空地	457.67 m² 696.09 m²	322.84 m² 441.21 m²	3,683.42 m ² 2,600.66 m ²
13 延床面積	14,091.22 m²	13,009.47 m²	78,334.83 m²
14 容積対象床面積	10,000.15 m²	10,578.95 m²	67,276.40 m ²
15 法定基準容積率	600%	480%	500%
16 実施容積率	709.54%	499.55%	556.49%
17 駐車台数	駐車台数 72 台 駐輪台数 207 台 (バイク 10 台) (敷地内)	駐車台数 106 台 駐輪台数 142 台	駐車台数 288 台 駐輪台数 265 台
18 規模	地上23階地下1階	地上15階地下1階	地上 15 階地下2階塔屋2階
19 最高の高さ	74.1m	53.8m	73.66m
20 構造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート造一部鉄骨
21 外装	タイル貼り	タイル貼り	タイル貼り
22 備考	戸数 120 戸	客室数133室 住戸数67戸	

7 建築協定認可状況

. ~			T	
認可 番号	協定の名称	認可年月日	有効期間	協定代表者住所氏名
1	益野南団地建築協定	S46.6.1	10 年(期間満了)	岡山市西古松 18-2 横山賢二
2	川井南団地建築協定	S46.6.1	10 年(期間満了)	岡山市築港新町9-36 市米英男
3	殖産一宮団地 建築協定	S48.2.20	10 年(期間満了)	岡山市蕃山町2番1号 殖産住宅相互(株) 岡山支店長 室住春男
4	両備サニー福泊 1次団地建築協定	S48.10.20	10 年(期間満了)	岡山市西市 600 馬場久雄
5	郡南平台住宅地 建築協定	S49.2.18	10 年(期間満了)	岡山市磨屋町 10 番 20 号 伊藤忠不動産 KK 岡山出張所長 伊藤寛
6	殖産乙多見団地 建築協定	S49.12.3	10 年(期間満了)	岡山市蕃山町2番1号 殖産住宅相互(株) 岡山支店長 室住春男
7	小柴工務店造り山 ハイツ建築協定	S50.3.12	10 年(期間満了)	岡山市今村 233 番地 (株)小柴工務店代表取締役 小柴毅
8	瀬戸パークハイツ 建築協定	S50.9.5	19年(期間満了)	
9	益野北団地建築協定	S50.9.9	10年(期間満了)	岡山市西大寺南二丁目1番7号 西大寺農業協同組合 組合理事長 三宅繁男
10	ハイライフ山崎 建築協定	S50.11.20	10 年(期間満了)	大阪市北区中之島六丁目6番地 積水ハウス(株) 代表取締役 田鍋健
11	下電くろがね団地 建築協定	S51.7.15	10 年(期間満了)	岡山市磨屋町9番30号 下電開発(株) 代表取締役 永山靖介
12	両備サニー南古都小 鳥の森団地建築協定	S51.8.5	10 年(期間満了)	岡山市西大寺上一丁目1番 50 号 両備バス(株)代表取締役 松田基
13	岡山市南古都(1次) 建築協定	S52.3.25	15 年(期間満了)	高知市追手筋一丁目6番9号 関西不動産(株) 代表取締役 沢村拓夫
14	岡山市南古都(2次) 建築協定	S52.3.25	15 年(期間満了)	同上
15	芳賀·佐山団地(1次) 建築協定	S53.4.12	10 年(期間満了)	岡山市表町一丁目4番 68-301 号 岡山県住宅供給公社理事長 黒瀬剛
16	殖産海吉 陽光台団地建築協定	S54.3.28	10 年(期間満了)	岡山市蕃山町2番1号 殖産住宅相互(株)岡山支店 支店長 阿座上勝宏
17	三井ニュータウン妹尾 「希望ヶ丘」団地 建築協定	\$57.11.4	7年(期間満了)	岡山市中山下二丁目 18-9 中鉄バス(株) 取締役社長 藤田正蔵
18	東岡山レークタウン(1次) 建築協定	S58.11.7	10 年(期間満了)	東京都東久留米市学園町二丁目 18-9 東京多摩地所(株) 代表取締役.西井寔
19	芳賀·佐山団地(2次) 建築協定	S59.1.17	10 年(期間満了)	岡山市表町一丁目 10 番 32 号 岡山県住宅供給公社理事長 長野士郎
20	エスト岡山住宅団地 建築協定	S59.4.19	10 年(期間満了)	東京都港区赤坂一丁目2番7号 鹿島建設(株) 取締役社長 鹿島昭一
21	東岡山レークタウン(2次) 建築協定	S61.5.17	10 年(期間満了)	東京都東久留米市学園町二丁目 18-9 東京多摩地所(株) 代表取締役 西井寔
22	せのおニューシティ 建築協定	H2.10.18	10 年(期間満了)	岡山市西大寺上一丁目1番 50 号 両備バス(株) 代表取締役 松田基
23	出石小学校跡地 整備事業	H17.11.10	15 年(期間満了)	岡山市大供一丁目1番1号 岡山市長 高谷茂男

協定者数	協定区域の地名・地番	用途·防火区域	区域の面積
129 人(143 区画)	岡山市益野南団地 第1区画~第143区画	指定なし・指定なし	48,893 m²
64 人(76 区画)	岡山市川井南団地 第1区画~第76区画	指定なし・指定なし	30,452 m²
3人(136 区画)	岡山市一宮 181 他	指定なし・指定なし	38,378 m²
84 人(124 区画)	岡山市福泊字東二反田 11-2~11-100 他	第1種住居専用・指定なし	34,351 m²
9人(114 区画)	岡山市郡 902-7他	指定なし・指定なし	49,723 m²
2人(28 区画)	岡山市乙多見 105-15 他	住居地域・指定なし	9,125 m²
4人(180 区画)	岡山市平山 844 他	指定なし・指定なし	55,875 m²
	岡山市瀬戸町江尻、旭ヶ丘地内	指定なし・指定なし	241,360 m²
26 人(102 区画)	岡山市大多羅町 90-1他 岡山市可知 3 丁目 30-1他	第1種住居専用・指定なし	30,400 m²
2人(253 区画)	岡山市山崎三の坪 328 番の2他	第1種住居専用・指定なし	75,000 m²
53 人(54 区画)	岡山市鉄 230-5他	住居地域・指定なし	16,354 m²
19 人(259 区画)	岡山市南古都 134-14 他	住居地域・指定なし	83,150 m²
89 人(121 区画)	岡山市東平島 1595-7他 岡山市南古都 440-6他	住居地域・指定なし	40,766 m²
18 人(107 区画)	岡山市南古都 500-2他	住居地域・指定なし	27,066 m²
1人(289 区画)	岡山市芳賀 1117 番の一部 岡山市佐山 795 番の一部	指定なし・指定なし	178,200 m²
33 人(97 区画)	岡山市海吉 22-8他 岡山市中川町 847-4他	指定なし・指定なし	30,059 m²
42 人(80 区画)	岡山市妹尾字上寺 1120-2他	住居地域・指定なし	16,970 m²
6人(518 区画)	岡山市上道北方,中尾,沼地内	指定なし・指定なし	239,233 m²
1人(507 区画)	岡山市芳賀 306-3 他	指定なし・指定なし	172,573 m²
1人(165 区画)	岡山市金岡東町三丁目 1900-6 他	住居地域・指定なし	44,706 m²
3人(463 区画)	岡山市中尾、沼地内	指定なし・指定なし	189,656 m²
3人(296 区画)	岡山市東畦 97-18 他	第1種住居専用・指定なし	104,808 m²
2人	岡山市幸町 10-101 の一部, 10-1001 の一部	商業区域・指定あり	10,960 m²

8 岡山市景観まちづくり賞表彰状況

(1)令和元年度までの表彰作品の用途別件数(平成20年度は、募集せず。)

表彰種別	優秀建築物	まちづくり賞			っづくり賞	
7. # \$\$ # # T	昭和 47 年~	平成8年~	平成 21 年~	亚子 90 年	亚世 20 年	△壬□ 二 左:
建築物用途	平成7年	平成 19 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	優秀建築物	建築物部門	建築物部門	建築物部門	建築物部門	建築物部門
宿泊施設	6	2	1			
百貨店·店舗	6	5	6		1	2
事務所•庁舎	39	14	3	1	1	
金融施設	16	1	2			
医療施設	15	7	5	2		
文化・コミュニティー施設	13	5				
研究所	2	0				
美術館	4	0	1			
教育施設	11	3	2	1		1
スポーツ施設	3	1				
住宅·共同住宅	14	4	11	1	1	
その他	13	7	3		1	3
計	142	49	34	5	4	6
	すまい・ポイント賞	すまい部門				
住宅	9	15				
医療施設	1	0				
店舗	1	1				
その他	8	1				
計	19	17				
	特別賞	まちかど部門	街並み部門	街並み部門	街並み部門	街並み部門
	2	6	7		1	
		奨励賞				
		1				
		まちなみ部門				
		10				
合 計	163	83	41	5	5	6

(2)令和元年度 岡山市景観まちづくり賞 受賞者等一覧表

部	表彰対象物		建 築 主		
門	所 在 地	用途	設 計 者	施工者	
	問屋町デ	ラス	(株)天満屋・ベルデ企画(株)	・(株)ティ・シー・シー共同企業体	
	北区問屋町	物販店舗	株式会社ティ・シー・シー	株式会社ティ・シー・シー	
	岡山済生会予防医学健認	シセンター・駐車場棟	(福)恩賜財団 済生会	会 支部岡山県済生会	
	北区伊福町一丁目	診療所·駐車場	株式会社竹中工務店	株式会社竹中工務店	
	UJO RICO	de VIN	株式会社	烏城ビクセル	
7=1-	北区東古松	物販店舗	有限会社 n-建築デザイン 事務所	有限会社 n-建築デザイン 事務所	
建築物	岡山市立鹿田	田小学校	岡山市長 大森 雅夫		
物部門	北区大供表町	小学校	株式会社丸川建築設計 事務所	(株)大本組·蜂谷工業(株)· (株)小倉組 特定建設工事共同企業体	
	グループホー	ム楽し愛	医療法人社區	团 岡山純心会	
	北区吉宗	認知症対応型共 同生活介護施設	株式会社アプルデザイン ワークショップ	梶岡建設株式会社	
	ハレクロス	タワー	岡山市中山下一丁目1	番地区市街地再開発組合	
	北区中山下一丁目	共同住宅、店舗他	株式会社アーキスコープ	株式会社竹中工務店	

9 岡山市建築基準法施行条例・同細則等

○岡山市建築基準法施行条例

平成12年9月22日 市条例第118号

改正 平成13年6月27日市条例第45号 令和元年7月4日市条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条、第40条、第43条第3項及び第56条の2第1項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第30条第2項の規定に基づき、災害危険区域の指定、建築物の敷地、構造等に関する制限の附加、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の附加及び日影による中高層の建築物の高さの制限に関する指定について必要な事項を定めることにより、法と一体的な運用を図り、もって法第1条の趣旨を実現することを目的とする。

(災害危険区域の指定及び建築制限)

- 第2条 法第39条第1項に規定する災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域内で、急傾斜 地の崩壊による危険の著しい区域として市長が別に指定した区域とする。
- 2 前項の災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、市長が別に定める技術的基準に適合する擁壁の設置等により、当該建築物の安全上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(特殊建築物のくみ取便所の便槽)

第3条 学校,病院,劇場,映画館,演芸場,観覧場,ホテル又は旅館の用途に供する特殊建築物のくみ 取便所の便槽は,政令第31条に規定する改良便槽としなければならない。

(袋路状敷地の建築制限)

- 第4条 地階を除く階数が3以上の建築物は、その幅員が4メートル未満の路地状部分のみによって道路に接する袋路状の敷地に建築してはならない。ただし、法別表第1(い)欄に掲げる特殊建築物の用途に供する建築物以外の建築物で、地階を除く階数が3の建築物については、政令第126条の6及び第126条の7に規定する非常用の進入口等が道路から20メートル以内の距離に消防活動上有効に設置されていることにより、避難の安全上支障がない場合は、この限りでない。
- 2 法第43条第2項第1号の認定及び同項第2号の許可に係る建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。)第10条の3第1項に定める道並びに同条第4項第1号,第2号及び第3号に定める空地,農道その他これに類する公共の用に供する道及び通路は,前項にいう道路とみなす。 (特殊建築物等の敷地と道路との関係)
- 第5条 次の各号のいずれかに定める建築物の敷地は、法第42条第1項各号に規定する道路(以下この 条及び次条において「第1項道路」という。)に接しなければならない。ただし、法第43条第2項第2号の 許可(規則第10条の3第4項第3号の通路にあっては、敷地と第1項道路又は同項第2号に規定する農 道その他これに類する公共の用に供する道との間に河川等が存在する場合に限る。以下同じ。)を受け たとき又は、市長が避難又は通行の安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。
 - (1) 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計 (同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、各建築物のその用途に供する部分の床面積 の合計)が500平方メートルを超えるもの
 - (2) 階数が3以上で、延べ面積が500平方メートルを超えるもの
 - (3) 政令第116条の2に定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物で,延べ面積が500 平方メートルを超えるもの
 - (4) 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000 平方メートルを超えるもの
- 2 前項各号に定める建築物(以下「特殊建築物等」という。)の敷地が第1項道路に接する部分の長さは、 次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地がある場合その他 周囲の状況により市長が避難の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 劇場,映画館,演芸場,観覧場若しくは延べ面積が1,000平方メートルを超える公会堂若しくは

集会場(以下「劇場等」という。)又は店舗(物品販売業又は飲食店の用途に供する建築物で,その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものに限る。以下同じ。)にあっては,その敷地境界線の延長の6分の1以上

- (2) 前号に規定する建築物以外の特殊建築物等にあっては、3メートル以上
- 3 劇場等又は店舗には、主要出入口を第1項道路に面して設け、かつ、その前面に次の各号に定める奥行(建築物の主要出入口と当該前面道路の境界線との水平距離をいう。)を有する空地を設けなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地がある場合その他周囲の状況により、市長が避難の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 客席又は集会室の床面積の合計が200平方メートル以下の劇場等にあっては、2メートル以上
 - (2) 客席又は集会室の床面積の合計が200平方メートルを超え,500平方メートル以下の劇場等にあっては、3メートル以上
 - (3) 客席又は集会室の床面積の合計が500平方メートルを超える劇場等にあっては、5メートル以上
 - (4) 店舗にあっては、2メートル以上
- 4 前3項の規定は、法第86条又は第86条の2の認定を受けた区域については適用しない。 (自動車車庫の敷地と道路との関係)
- 第6条 床面積の合計が300平方メートルを超える自動車車庫を有する建築物の敷地における自動車の 出入口は、次の各号のいずれかに該当する部分に接して設けてはならない。ただし、警報装置その他 の交通安全設備の設置等により、市長が通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 第1項道路以外の道の部分
 - (2) 道路の交差点若しくは曲がり角(内角120度を超えるものを除く。), 横断歩道又は横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内の部分
 - (3) 勾配が12パーセントを超える急坂の部分
 - (4) 道路上に設ける電車停留所若しくは引き返し場,安全地帯,橋詰め又は踏切から10メートル以内の部分
 - (5) 都市公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に定めるものをいう。),小学校,幼稚園、保育所その他これらに類する施設の主要出入口から20メートル以内の部分
- 2 前項の建築物の敷地が第1項道路に接する部分の長さは、4メートル以上でなければならない。ただし、 法第43条第2項第2号の許可を受けたとき又は、市長が通行の安全上支障がないと認めたときは、この 限りでない。
- 3 前2項の規定は、法第86条又は第86条の2の認定を受けた区域については適用しない。 (日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定)
- 第7条 法第56条の2第1項の規定に基づき、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域並びにそれぞれの区域についての平均地盤面からの高さ及び生じさせてはならない日影時間として法別表第4(は)欄の各項に掲げる高さ及び(に)欄の各号のうちから指定するものは、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

対象区域	平均地盤面からの高さ	日影時間
第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域又 は田園住居地域	1. 37. 190	(2)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用 地域	4. 0メートル	(2)
第一種住居地域,第二種住居地域又は準住居地域	4. 0メートル	(2)

(適用除外)

- 第8条 法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物,建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(法第3条第3項第1号,第2号及び第5号に定めるものを除く。)について,增築,改築,移転,大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては,当該建築物又は建築物の敷地の状況により,第3条から第6条までの規定を適用することが著しく合理性を欠くと市長が認めたときは,法第3条第3項の規定にかかわらず,第3条から第6条までの規定は適用しない。
- 2 法第85条第5項に規定する仮設興行場等及び法第87条の3第5項に規定する興行場等については、第3条から前条までの規定は適用しない。

附則

- この条例は, 平成12年9月29日から施行する。 附 則(平成13年市条例第45号)
- この条例は,公布の日から施行する。 附 則(平成15年市条例第16号)
- この条例は,公布の日から施行する。 附 則(平成18年市条例第22号)
- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成27年市条例第56号)
- この条例は,公布の日から施行する。 附 則(平成30年市条例第46号)
- この条例は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(平成30年市条例第74号)
- この条例は,公布の日から施行する。 附 則(令和元年市条例第12号)
- この条例は、公布の日から施行する。

昭和48年6月25日 市規則第56号

改正 昭和51年3月5日市規則第9号 平成28年7月13日市規則第180号

岡山市建築基準法施行細則(昭和43年市規則第39号)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び岡山市建築基準法施行条例(平成12年市条例第118号。以下「施行条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(連署人及び代表者)

- 第2条 法, 政令, 省令, 施行条例又はこの規則により申請又は届出をする者が未成年者又は成年被後 見人である場合においては法定代理人又は成年後見人, 被保佐人である場合においては保佐人の連 署を必要とする。
- 2 法, 政令, 省令, 施行条例又はこの規則により許可, 認定, 指定(以下「許可等」という。), 承認, 判定, 検査又は確認の申請及び計画通知の手続を建築主に代つてしようとするときは, 当該申請書に建築主の委任状を添えなければならない。
- 3 法, 政令, 省令, 施行条例又はこの規則により申請又は届出をする者が法人である場合においては, その名称, 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

第3条及び第4条 削除

(許可等申請)

- 第5条 法の規定による許可又は認定(法第86条から第86条の5までの規定による許可又は認定を除く。) を受けようとする者は、省令に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ省令に規定する図書、別 表1に掲げる図書並びに工場及び作業場、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあつては、 工場等調書(様式第2号)を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 法第57条の2第1項の規定による指定を受けようとする者,法第57条の3の規定による指定の取消しを 受けようとする者,法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定を受けようとする者,法第86条第3 項若しくは第4項の規定による許可を受けようとする者,法第86条の2第2項の規定による許可を受けよ うとする者又は法第86条の5第1項の規定による認定若しくは許可の取消しをしようとする者は,省令に 規定する申請書の正本,副本及び別表1に掲げる図書又は書面に,別表2の(あ),(い)及び(う)を添え て市長に申請しなければならない。
- 3 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者又は法第86条の2第3項の規定による許可を 受けようとする者は、省令に規定する申請書の正本、副本及び別表1に掲げる図書又は書面に、別表2 の(あ)及び(い)を添えて市長に申請しなければならない。
- 4 施行条例第5条第1項ただし書,第2項ただし書若しくは第3項ただし書又は第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書の適用除外の認定を受けようとする者は,認定申請書(様式第2号の2)の正本及び副本に、それぞれ別表1に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。
- 5 市長は、許可等のため特に必要と認める場合においては、前各項に規定する図書のほか参考となる図書を添付させることができる。
- 6 第1項から第4項までの許可等又は許可等の取消しを受けた後でなければ、法第6条第1項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による計画通知(以下「確認等」という。)を要する建築物については、確認申請又は計画通知をすることができない。
- 7 市長は、第1項から第3項までの規定による許可等をしようとするときは省令の規定による通知書を、第4 項の規定による認定をしようとするときは認定通知書(様式第2号の3)を許可等申請書の副本に添えて、 申請者に通知するものとする。

(変更及び取りやめ等)

第6条 許可等を受けた者が当該工事を完了する前において、その申請書又は添付図書の内容(前条の変更を除く。)を変更しようとする場合は、各通知書を添えて改めて許可等を受けなければならない。た

- だし、その変更が既に許可等を受けた事項の範囲内であると市長が認めたときは、この限りでない。
- 2 許可等又は確認等を受けた者が当該申請に係る計画を取りやめようとするときは、許可等又は確認等の通知書を添えて取りやめ届(様式第3号)を、許可等又は確認申請若しくは計画通知した者が許可等又は確認等を受ける前に当該申請書を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第4号)を市長又は建築主事、若しくは所定の様式により指定確認検査機関に提出しなければならない。
- 3 指定確認検査機関は、前項の届出の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。 (名義等変更の届出)
- 第7条 許可等又は確認等を受けた者が当該工事を完了する前において,次の各号のいずれかに該当する内容の変更をしようとするときは,名義等変更届(様式第5号)を市長又は建築主事,若しくは所定の様式により指定確認検査機関に提出しなければならない。
 - (1) 建築主の住所又は氏名の変更
 - (2) 工事監理者の住所又は氏名の変更
 - (3) 工事施工者の住所又は氏名の変更
- 2 指定確認検査機関は、前項の届出の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。 (工事監理者等の決定の届出)
- 第8条 法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めなければならない建築物について,確認申請 書又は計画通知書を提出する際に工事監理者又は工事施工者が未定の場合は,工事着手前に工事 監理者又は工事施工者を決定し工事監理者・工事施工者決定届出書(様式第6号)を建築主事,若しく は所定の様式により指定確認検査機関に提出しなければならない。
- 2 指定確認検査機関は、前項の届出の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。 (確認等の取消し)
- 第9条 許可等又は確認申請書若しくは計画通知書に虚偽の記載をして, 許可等又は確認等を受けたことが判明した場合においては, 市長はその許可等を, 建築主事はその確認等を取り消すことができる。 (関係図書の提出)
- 第10条 省令第1条の3第7項の規定により、施行条例第2条第2項ただし書、第4条第1項ただし書、第5条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書、第6条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第8条第1項の規定の適用を受けようとする者は、市長が必要と認める関係図書を提出しなければならない。
- 2 前項に掲げるもののほか, 市長又は建築主事は, 法, 政令, 省令又は施行条例の規定に適合するものであることについての確認をするため特に必要があると認める図書の提出を求めることができる。 (特定建築物の指定及び定期報告)
- 第11条 法第12条第1項の規定により政令で定めるもの以外の特定建築物で市長が指定するものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 劇場,映画館又は演芸場の用途に供する建築物で,その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
 - (2) 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500平方メートル(屋外観覧席にあつては1,000平方メートル)を超えるもの
 - (3) 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
 - (4) 病院,診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で,その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
 - (5) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場(個室付浴場業に限る。)、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。)の用途に供する建築物で、階数が3以上で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
 - (6) 地下街の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
- 2 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第3項の報告書及び定期調査報告概要書に同項の調査結果表及び次の表に掲げる書類を添えてするものとする。

種類	明示すべき事項
附近見取図	方位, 道路及び目標となる地物など
	縮尺, 方位, 敷地境界線, 敷地内の建築物の用途, 報告に係る建築物とその他の建築物との別, 土地の高低, 敷地周囲の道路など
	間取り、各室の用途、防火区画及び防火戸の位置、避難設備の位置など
その他必要図書	

- 3 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める時期とする。
 - (1) 政令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物(次号に掲げるものを除く。)及び第1項 第1号から第3号までに掲げる建築物 平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31 日までの間であり、かつ、前回報告した日から3年を超えない日
 - (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(旅館又はホテルの用に供するものを除く。)及び第1項 第4号に掲げる建築物 平成31年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日までの間であ り、かつ、前回報告した日から3年を超えない日
 - (3) 政令第16条第1項第4号及び第5号に掲げる建築物並びに第1項第5号及び第6号に掲げる建築物 平成29年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日までの間であり、かつ、前回報告した日から3年を超えない日
- 4 法第12条第1項の規定による報告に係る事項は、当該報告の日前3月以内に調査したものでなければならない。
- 5 省令第5条第3項の報告書及び調査結果表並びに第2項の表に掲げる書類の提出部数は,正副2通とし,定期調査報告概要書の提出部数は,1通とする。

(特定建築設備等の指定並びに特定建築設備等及び工作物の定期報告)

- 第12条 法第12条第3項の規定により政令で定めるもの以外の特定建築設備等で市長が指定するものは、 次に掲げるものとする。
 - (1) 前条第1項各号に掲げる建築物に設ける換気設備(法第28条第2項ただし書又は同条第3項の 規定に基づき設ける換気設備に限る。),排煙設備(法第35条に規定する排煙設備で,排煙機又は 送風機を設けるものに限る。)及び法第35条に規定する非常用の照明装置
 - (2) 前条第1項各号に掲げる建築物に設ける随時閉鎖し、又は作動することができる防火設備(防火ダンパーを除く。)
- 2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は,毎年4月1日から翌年の3月31日までの間であり,かつ,前回報告した日から1年を超えない日とする。ただし,前項第1号に掲げる建築設備(非常用の照明装置を除く。)については,当該建築設備が設けられた前条第1項各号に掲げる建築物の種類に従い,同条第3項に定める時期とする。

(道路の位置の指定,変更又は廃止)

- 第13条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は,道路の位置の指定 (変更,廃止)申請書(様式第7号)の正本及び副本に省令第9条に規定する図書を添え市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、承諾した者の印鑑証明書及び承諾した者が当該土地又は建築物若しくは工作物に関して権利を有することを証する書類を添付しなければならない。
- 3 法第42条第1項第5号に規定する道路としての位置の指定を受けたもの(以下「指定道路」という。)の 位置を変更し又は廃止しようとする場合は、前2項及び省令第10条の規定を準用する。ただし、市長が 変更又は廃止に係る審査に必要がないと認めた図書については省略することができる。
- 4 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた者又は道路の位置の変更の承認を受けた者は、6センチメートル角以上で長さ45センチメートル以上のコンクリート又はこれに類するもので造った標ぐいでその位置を表示しなければならない。ただし、側溝その他の永久構造物によりその位置が明らかな場合は、この限りでない。

(道路等に関する事業の施行区域内における指定道路の廃止)

第14条 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定による供用開始がなされた道路の区域内に存在する指定道路は、当該区域内に存在する部分に限り、前条の規定にかかわらず、廃止されたものとみなす。

- 2 市長は, 前項の規定によりその全部又は一部が廃止された指定道路に係る部分で, 特に残存する必要 がないと認めるものについては, 前条の規定にかかわらず, 廃止することができる。
- 3 市長は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区の区域内又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による開発許可を受けた開発区域内に存在する指定道路で、特に残存する必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により指定道路の全部又は一部が廃止されたとみなされた場合又は前2項の規定により指定道路の全部又は一部を廃止した場合には、その旨を公告しなければならない。 (道路とみなす道)
- 第15条 法第42条第2項の規定により、市長が指定する道は、都市計画区域内における法第3章の規定 が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル(法第42条第1項の規定により指 定された区域内においては6メートル)未満、1.8メートル以上の道とする。 (建ペい率の緩和)
- 第16条 法第53条第3項第2号の規定により、市長が指定する街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 街区の角(内角120度以内で交わる角地をいう。)にある敷地で道路(現に幅員がそれぞれ4メートル以上のもの。以下この条において同じ。)の幅員の合計が12メートル以上あり、かつ当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの
 - (2) 2以上の道路に接する敷地(街区の角にあるものを除く。)で道路の幅員の合計が12メートル以上あり、かつ当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの
 - (3) 直接又は道路を隔てて公園, 広場, 緑地, 河川, 沼沢又はこれらに類するものに接する敷地で前2 号に準ずるもの

(総合設計制度)

- 第17条 法第59条の2第1項の規定による許可の適用対象地域は、商業地域又は近隣商業地域(都市計画において定められた容積率が30/10以上の地域に限る。)とする。
- 2 建築物の容積率及び各部分の高さの上限に関する許可の基準は、市長が別に定める。
- 3 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が同項の表(ろ)欄に掲げる数値によることが不適当であると認めて定める敷地面積の規模は、次のとおりとする。

用途地域	面積
商業地域	750平方メートル

- (一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度)
- 第18条 法第86条から第86条の6の規定による認定又は許可の適用対象地域及び区域面積の規模は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 法第86条第1項の認定適用対象地域は岡山市全域とし、法第86条第1項及び第3項の規定により一の敷地とみなすこと等による制限の特例を受ける区域(以下「一団地の区域の区域面積」という。) は政令第136条第3項表(ろ)欄の面積とする。
 - (2) 法第86条第2項の認定適用対象地域は、法第86条第2項及び第4項の規定により一の敷地とみなすこと等による制限の特例を受ける区域(以下「一定の一団の土地の区域」という。)が商業地域又は近隣商業地域(都市計画において定められた容積率が、30/10以上の区域に限る。)とし、区域面積は750平方メートル以上とする。
 - (3) 法第86条第3項及び第4項の許可適用対象地域は、一団地の区域又は一定の一団の土地の区域が商業地域又は近隣商業地域(都市計画において定められた容積率が、30/10以上の区域に限る。)とし、政令第136条の12第2項の規定により、読み替えて適用される政令第136条第3項ただし書の規定により市長が同項の表(ろ)欄に掲げる数値によることが不適当であると認めて定める区域面積の規模は、次のとおりとする。

, ., . , ,	, 9
用途地域	面積
近隣商業地域	1,000平方メートル
商業地域	750平方メートル

2 建築物の容積率及び各部分の高さの上限に関する認定及び許可の基準は、市長が別に定める。 (建築物の後退距離の算定の特例)

第19条 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、当該敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第145条第2項に定める建築物に接続する部分とする。

(道路面と敷地の地盤面とに著しく高低差のある場合)

(垂直積雪量)

第20条 政令第135条の2第2項の規定により建築物の敷地の地盤面が前面道路より3メートル以上高く,かつ土地の状況その他により安全上支障がない場合においては,その前面道路は,敷地の地盤面と前面道路との高低差から2メートルを減じたものだけ高い位置にあるものとみなす。

第21条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、次の式により算定した数値とする。 垂直積雪量(単位メートル) = (標高(単位メートル) - 2.0) ラ0.0004+0.26 (法第22条の規定に基づく指定区域)

第22条 法第22条の規定により指定する区域は、都市計画区域内で防火地域及び準防火地域を除く岡山市全域とする。

(し尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域の指定)

第23条 政令第32条第1項の表に掲げる特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定められた事業計画において、法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号に規定する処理区域に予定されている区域を除く岡山市全域とする。

(住宅の容積率緩和の規定を適用しない区域)

第24条 法第52条第8項第1号の規定により,市長が岡山市都市計画審議会の議を経て指定する区域は, 第1種住居地域,第2種住居地域,準住居地域,準工業地域,近隣商業地域,商業地域とする。ただし, 旧灘崎町及び旧瀬戸町の区域を除く。

(住宅の容積率緩和の規定を適用する区域等)

- 第25条 法第52条第8項第1号の規定により,都市計画審議会の議を経て指定する区域は,旧灘崎町及び旧瀬戸町の区域内の,第1種住居地域,第2種住居地域,準住居地域,準工業地域,近隣商業地域及び商業地域とする。
- 2 法第52条第8項の規定により別に定めた数値は、次のとおりとする。

 $Vr = Vc\bar{7}[1 + \{[3/(3-R)-1]\bar{7}0.4\}]$

この式においてVr, Vc及びRは, それぞれ次の数値を表すものとする。

- Vr 法第52条第8項に規定する別に定めた数値
- Vc 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率
- R 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合。ただし、住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が4分の1未満の場合は0とする。

(用途地域の指定のない区域の容積率,建ペい率及び建築物の各部分の高さ)

- 第26条 法第52条第1項第6号, 法第53条第1項第6号, 法第56条第1項第1号及び法別表第3第5号 (に) 欄並びに法第56条第1項第2号二に規定する, 特定行政庁が都市計画審議会の議を経て定める 数値は, 次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 建築基準法第52条第1項第6号に規定する数値 20/10 ただし、旧灘崎町及び旧瀬戸町の区域は10/10とする。
 - (2) 建築基準法第53条第1項第6号に規定する数値 6/10 ただし,市道高松稲荷12号線地先(高松稲荷481番地)から市道高松稲荷7号線地先(高松稲荷681番地)までの市道高松稲荷高松線(高松稲荷参道)の道路境界から30mの区域内は7/10とし,旧灘崎町の区域は5/10とする。
 - (3) 建築基準法第56条第1項第1号及び同法別表第3第5号(に)欄に規定する数値 1.5
 - (4) 建築基準法第56条第1項第2号二に規定する数値 2.5

(磁気ディスク等で手続ができる区域)

第27条 法施行規則第11条の3の規定により、磁気ディスク等で手続ができる区域は、岡山市全域とする。 附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

(用途地域等に関する経過措置)

2 この規則の施行の際,現に建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号。以下「改正法」という。)附則第13項の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められている用途地域に関しては,改正法の施行の日(昭和46年1月1日)から起算して3年を経過する日までの間は,この規則による改正前の岡山市建築基準法施行細則は,なおその効力を有する。ただし,3年を経過する日以前に改正法附則第13項の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により,当該都市計画について用途地域が決定されたときは,この限りでない。

附 則(昭和51年市規則第9号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年市規則第67号) この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則(昭和53年市規則第7号)

附 则(昭和53年印規則弗*(亏)*

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。 附 則(昭和54年市規則第7号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。 附則(昭和56年市規則第1号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。 附則(昭和57年市規則第6号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。 附則(昭和59年市規則第16号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。 附則(昭和61年市規則第70号)

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。 附 則(昭和62年市規則第88号の2)

この規則は、昭和62年11月16日から施行する。 附則(昭和63年市規則第1号)

この規則は、昭和63年2月1日から施行する。 附 則(平成元年市規則第8号)

この規則は, 平成元年4月1日から施行する。 附 則(平成2年市規則第11号)

この規則は,平成2年4月1日から施行する。 附 則(平成5年市規則第15号)

この規則は, 平成5年4月1日から施行する。 附 則(平成5年市規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。 (用途地域に関する経過措置)

2 この規則の施行の際, 現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。 以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規 定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては, 改正法附則第4条の規定が適用され る間は, この規則による改正前の岡山市建築基準法施行細則は, なおその効力を有する。

附 則(平成6年市規則第132号)

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則(平成8年市規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年市規則第121号)

この規則は、公布の日から施行し、同日前に申請のあった許可等又は確認の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成12年市規則第64号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年市規則第176号)

この規則は、平成12年9月29日から施行する。

附 則(平成12年市規則第196号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年市規則第165号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成14年市規則第106号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成15年市規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年市規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(建築確認事務等手数料の減免に関する経過措置)

2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号),都市計画法(昭和43年法律第100号),都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく事業その他の公共事業の施行により移転されるもののうち,この規則の施行前に締結された当該移転に関する補償契約に係るものについては,この規則による改正後の第3条の規定にかかわらず,平成17年3月31日までの間は,当該事業より補償の対象となった建築物の延べ床面積から算出された確認事務等手数料の額で,確認事務等手数料として補償されなかった額を減額又は免除することができる。

附 則(平成17年市規則第174号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年市規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市規則第290号)

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則(平成19年市規則第283号)

この規則は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第91号)の施行の日から施行する。

附 則(平成19年市規則第308号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市規則第29号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年市規則第138号)

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

附 則(平成22年市規則第164号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年市規則第132号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年市規則第180号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岡山市建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第11条第3項の規定にかかわらず,改正前の岡山市建築基準法施行細則第11条第3項の規定により平成28年に報告を行った新規則第11条第1項第5号及び第6号に掲げる建築物については,平成29年の報告を要しないものとする。
- 3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号)附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する同令第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、初回の報告については平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、平成30年4月1日から平成30年5月31日までの間に初回の報告を行う者に係る2回目の報告の時期は、平成31年4月1日から平成31年5月31日までの間であり、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。

別表1(第5条関係)

図書の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位, 道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位,敷地の境界線,敷地内における建築物の位置及び申請に係
	る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部
	分との高低差又は申請に係る建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道
	路の位置, 幅員及び種類
各階平面図	縮尺, 方位, 間取り, 各室の用途及び床面積, 壁及び筋かいの位置及び種類
	並びに通し柱及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺,間口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図	縮尺,床の高さ,地盤面,各階の天井の高さ,軒及びひさしの出並びに建築
	物の各部分の高さ
· (第5条関係)	

別表

図書の種類	(あ) 対象区域の土地の公図の写し(法務局備え付けのもの)
	(い) 対象区域の土地の登記事項証明書
	(う) 同意又は合意した者の印鑑証明書

改正 平成15年2月25日市条例第6号 令和2年3月18日市条例第22号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。),マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号),長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号),都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく確認,計画通知,判定,検査,許可,承認,認定及び指定(以下「確認等」という。)並びに建築関係書類の証明及び交付の事務に関する手数料については,別に定めるものを除くほか,この条例の定めるところによる。

(手数料の納付)

第2条 法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく確認等並びに建築関係書類の証明及び交付の申請をしようとする者は、次条から第14条までに規定する手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各条に定める額とする。

(建築物に関する確認申請手数料及び計画通知手数料)

- 第3条 法第6条第1項及び法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する確認の申請及び計画通知に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの
 - ア 構造計算書のあるもの 9,000円
 - イ 構造計算書のないもの 6,000円
 - (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
 - ア 構造計算書のあるもの 14.000円
 - イ 構造計算書のないもの 12,000円
 - (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
 - ア 構造計算書のあるもの 22,000円
 - イ 構造計算書のないもの 20,000円
 - (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
 - ア 構造計算書のあるもの 34,000円
 - イ 構造計算書のないもの 28,000円
 - (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 51,000円
 - (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 73,000円
 - (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え,10,000平方メートル以内のもの 194,000円
 - (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え,50,000平方メートル以内のもの 337,000円
 - (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 552,000円
- 2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を新築し、増築し、又は改築する場合 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を新築し、増築し、又は改築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
 - (3) 建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合(次号に 掲げる場合を除く。) 当該移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更に係る部分の床 面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料及び計画通知手数料)

- 第4条 法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項の規定による建築設備及び工作物に関する確認申請及び計画通知に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 12,000円
 - (2) 小荷物専用昇降機を設置する場合 6,000円
 - (3) 工作物を築造する場合 11,000円
 - (4) 確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 7,000円
 - (5) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置する場合 3,000円
 - (6) 確認を受けた工作物の計画を変更して築造する場合 6,000円

(建築物に関する完了検査申請手数料)

- 第5条 法第7条第1項及び法第18条第16項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 11,000円
 - (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え,100平方メートル以内のもの 15,000円
 - (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 22,000円
 - (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え,500平方メートル以内のもの 33,000円
 - (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 54,000円
 - (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 74,000円
 - (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え,10,000平方メートル以内のもの 155,000円
 - (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え,50,000平方メートル以内のもの 265,000円
 - (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 452,000円
- 2 中間検査を要する場合
 - (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 11,000円
 - (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え, 100平方メートル以内のもの 15,000円
 - (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え,200平方メートル以内のもの 21,000円
 - (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え,500平方メートル以内のもの 32,000円
 - (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 51,000円
 - (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの 70,000円
 - (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え,10,000平方メートル以内のもの 149,000円
 - (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 258,000円
 - (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 447,000円
- 3 前項の床面積の合計は、建築物を新築し、増築し、又は改築した場合にあっては当該新築、増築又は 改築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様 替をした場合にあっては当該移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積の2分の1 について算定する。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

- 第6条 法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項の規定による建築設備及び工作物に関する完 了検査の申請に対する検査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 建築設備(次号に掲げる場合を除く。) 18,000円
 - (2) 小荷物専用昇降機 11,000円
 - (3) 工作物 13,000円

(建築物に関する中間検査手数料)

- 第7条 法第7条の3及び法第18条第19項の規定による建築物の中間検査の申請に対する検査手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 11,000円
 - (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え,100平方メートル以内のもの 14,000円
 - (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 21,000円
 - (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 31,000円

- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 49,000円
- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 66,000円
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え,10,000平方メートル以内のもの 134,000円
- (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え,50,000平方メートル以内のもの 230,000円
- (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 396,000円

(建築許可等申請手数料)

- 第8条 法及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく許可,承認,認定又は指定の申請に対する審査手数料の額は,次の各号に掲げる事務の区分に応じ,当該各号に定める額とする。
 - (1) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 120,000円
 - (2) 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定,変更又は廃止の申請に対する審査 50,000円
 - (3) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する 審査 27,000円
 - (4) 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する 審査 33,000円
 - (5) 法第44条第1項第2号の規定による公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審 査 33,000円
 - (6) 法第44条第1項第3号の規定による道路内における建築の認定の申請に対する審査 27,000円
 - (7) 法第44条第1項第4号の規定による公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する 審査 160,000円
 - (8) 法第47条ただし書の規定による壁面線外における建築の許可の申請に対する審査 160,000円
 - (9) 法第48条第16項各号のいずれにも該当しない場合における同条第1項ただし書,第2項ただし書,第3項ただし書,第4項ただし書,第5項ただし書,第6項ただし書,第7項ただし書,第8項ただし書,第9項ただし書,第10項ただし書,第11項ただし書,第12項ただし書,第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。以下「法第48条各項ただし書」という。)の規定による用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 180,000円
 - (10) 法第48条第16項第1号に該当する場合における法第48条各項ただし書の規定による用途地域 等における建築等の許可の申請に対する審査 120,000円
 - (11) 法第48条第16項第2号に該当する場合における法第48条各項ただし書の規定による用途地域 等における建築等の許可の申請に対する審査 140,000円
 - (12) 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 160,000円
 - (13) 法第52条第10項,第11項又は第14項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円
 - (14) 法第53条第4項,第5項又は第6項第3号の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する 割合に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 33,000円
 - (15) 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の 規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 160,000円
 - (16) 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 27,000 円
 - (17) 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000円
 - (18) 法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査 160,000円
 - (19) 法第57条第1項の規定による高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外 に係る認定の申請に対する審査 27,000円
 - (20) 法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の申請に対する審査

- ア 特例敷地の数が2である場合 78,000円
- イ 特例敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える特例敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (21) 法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査
 - ア 特例敷地の数が1である場合 18,400円
 - イ 特例敷地の数が2以上である場合 18,400円に1を超える特例敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (22) 法第57条の4第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内の建築物の高さの制限に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (23) 法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合,建築面積の敷地面積に対する割合,建築面積又は壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (24) 法第59条第4項の規定による高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 160,000円
- (25) 法第59条の2第1項の規定による敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (27) 法第67条の3第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区の区域における建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (28) 法第67条の3第5項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区の区域における建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (29) 法第67条の3第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区の区域における建築物の開口率及び高さの最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (30) 法第68条第1項第2号の規定に基づく景観地区の区域における建築物の高さの最高限度又は 最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請の審査 160,000円
- (31) 法第68条第2項第2号の規定に基づく景観地区の区域における建築物の壁面の位置の制限の 適用除外に係る許可の申請の審査 160,000円
- (32) 法第68条第3項第2号の規定に基づく景観地区の区域における建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請の審査 160,000円
- (33) 法第68条第5項の規定に基づく景観地区の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の審査 27,000円
- (34) 法第68条の3第1項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区 又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制 限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (35) 法第68条の3第2項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区 又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制 限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (36) 法第68条の3第3項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区 又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請 に対する審査 27,000円
- (37) 法第68条の3第4項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区 又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請 に対する審査 160,000円
- (38) 法第68条の3第7項の規定に基づく地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が 定められているものの区域における用途地域等の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (39) 法第68条の4の規定に基づく地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 27,0

円00

- (40) 法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計画の区域内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (41) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の特例に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (42) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (43) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの認 定の申請に対する審査 27,000円
- (44) 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (45) 法第68条の7第5項の規定による予定道路に係る建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (46) 法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 120,000円
- (47) 法第85条第6項の規定による1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 160,000円
- (48) 法第86条第1項の規定による総合的設計による一団地の1又は2以上の建築物の特例の認定の申請に対する審査
 - ア 建築物の数が2以下である場合 78,000円
 - イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (49) 法第86条第2項の規定による既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請に対する審査
 - ア 建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 78,000円
 - イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (50) 法第86条第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する総合的計画による一団地の1又は2 以上の建築物の特例の許可の申請に対する審査
 - ア 建築物の数が2以下である場合 238,000円
 - イ 建築物の数が3以上である場合 238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た 額を加算した額
- (51) 法第86条第4項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の許可の申請に対する審査
 - ア 建築物の数が1である場合 238,000円
 - イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た 額を加算した額
- (52) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査
 - ア 建築物(一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 78,000円
 - イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (53) 法第86条の2第2項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査
 - ア 建築物(一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 238,000円
 - イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た 額を加算した額
- (54) 法第86条の2第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査
 - ア 建築物(一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 238,000円
 - イ 建築物の数が2以上である場合 238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

- (55) 法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査 6,400円に 現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (56) 法第86条の6第2項の規定による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ 面積の敷地面積に対する割合,建築面積の敷地面積に対する割合,外壁の後退距離又は高さに関 する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
- (57) 法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて行う場合の制限の緩和の認定の申請に対する審査 27,000円
- (58) 法第86条の8第3項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の 1の建築物について2以上の工事に分けて行う場合の制限の緩和の変更の認定の申請に対する審 査 27,000円
- (59) 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する ことの許可の申請に対する審査 120,000円
- (60) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 160,000円
- (61) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による容積率に関する特例 の許可の申請に対する審査 160,000円

(建築台帳記載事項証明の交付手数料)

第9条 法第12条第8項に規定する台帳に記載した事項を証する書面の交付手数料の額は,300円とする。

(建築関係書類の写しの交付手数料)

第10条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項第1号から第6号までに規定する書類の写しの交付手数料の額は、300円とする。

(長期優良住宅の認定申請手数料)

- 第11条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請(次項に掲げる申請を除く。)に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する適合証(当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この項において同じ。)の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。) 6,100円
 - (イ) 共同住宅等(共同住宅,長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。) 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - a 500平方メートル以内のもの 12,300円
 - b 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 21,800円
 - c 1,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの 31,400円
 - d 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 58,800円
 - e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 101,200円
 - f 10,000平方メートルを超え,20,000平方メートル以内のもの 166,900円
 - g 20,000平方メートルを超え, 30,000平方メートル以内のもの 205,300円
 - h 30,000平方メートルを超えるもの 218,900円
 - イ 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法 律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいい,当該長期優良住宅建築等計画に係る住 宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準のうち設計住宅性

能評価書の項目となる部分に適合していることを証するものに限る。)の写しの提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 一戸建ての住宅 15,800円
- (イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - a 500平方メートル以内のもの 58,400円
 - b 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 92,300円
 - c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 177,800円
 - d 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 300,900円
 - e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 466,600円
 - f 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの 844,000円
 - g 20,000平方メートルを超え,30,000平方メートル以内のもの 1,154,500円
 - h 30,000平方メートルを超えるもの 1,396,700円
- ウ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 46,100円
 - (イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - a 500平方メートル以内のもの 108,800円
 - b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,100円
 - c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 344,200円
 - d 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 616,500円
 - e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 1,060,000円
 - f 10,000平方メートルを超え,20,000平方メートル以内のもの 1,961,200円
 - g 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 2,802,300円
 - h 30,000平方メートルを超えるもの 3,432,900円
- (2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 適合証の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 9.300円
 - (イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - a 500平方メートル以内のもの 18,700円
 - b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,300円
 - c 1,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの 47,900円
 - d 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 89,600円
 - e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 154,200円
 - f 10,000平方メートルを超え,20,000平方メートル以内のもの 254,300円
 - g 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 312,700円
 - h 30,000平方メートルを超えるもの 333,600円
 - イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 70,400円
 - (イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - a 500平方メートル以内のもの 165,700円
 - b 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 265,300円
 - c 1,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの 524,300円
 - d 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 939,200円
 - e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,614,800円

- f 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの 2,987,800円
- g 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 4,269,000円
- h 30,000平方メートルを超えるもの 5,229,700円
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査手数料の額は,前項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第3条又は第4条に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは,その端数金額を切り捨てた額)を合算した額とする。
- 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画 (同法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請(次項及 び第5項に掲げる申請を除く。)に対する審査手数料の額は,次の各号に掲げる区分に応じ,それぞれ 当該各号に定める額とする。
 - (1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、登録住宅性能評価機関が交付する当該変更の内容に係る適合証(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この項において同じ。)及び設計住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいい、当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。以下この号において同じ。)の写しの提出がない場合次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 23,000円
 - (イ) 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分にあっては,当該増加する部分)の床面積をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ,第1項第1号ウ(イ)にそれぞれ定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について,設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ,それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 7,900円
 - (イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ,第1項第1号イ(イ)にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - ウ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 3,000円
 - (イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ,第1項第1号ア(イ)にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - (2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について,適合証の提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ,それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 35,200円
 - (イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ,第1項第2号イにそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 4,600円
 - (イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号アにそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

- 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は,前項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第3条又は第4条に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは,その端数金額を切り捨てた額)を合算した額とする。
- 5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における 同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査手数 料の額は、3,000円とする。
- 6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査手数料の額は、3,000円とする。

(低炭素建築物の認定申請手数料)

- 第12条 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定の申請(次項に掲げる申請を除く。)に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請に係る建築物が住宅の用に供する場合に限る。)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であって、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。)の写しの提出がある場合次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。) 4,500円
 - イ 共同住宅等(共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。) 次に掲げる認定の区分に応じ, それぞれ次に定める額
 - (ア) 住戸部分のみの認定 住戸の戸数の区分に応じ,それぞれ次に定める額
 - a 1戸のもの 4.500円
 - b 1戸を超え,5戸以内のもの 9,100円
 - c 5戸を超え, 10戸以内のもの 15,700円
 - d 10戸を超え、25戸以内のもの 26,100円
 - e 25戸を超え,50戸以内のもの 43,800円
 - f 50戸を超え, 100戸以内のもの 78,500円
 - g 100戸を超え, 200戸以内のもの 124,000円
 - h 200戸を超え、300戸以内のもの 157,000円
 - i 300戸を超えるもの 167,000円
 - (イ) 建築物全体の認定又は建築物全体及び住戸の認定 (ア)の額に,共用部分の床面積の区分に応じ,それぞれ次に定める額を加えて得た額(共用部分の床面積が0の場合及び共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合にあっては(ア)の額)
 - a 300平方メートル以内のもの 9,100円
 - b 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,100円
 - c 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 78,500円
 - d 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 124,000円
 - e 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 157,000円
 - f 25,000平方メートルを超えるもの 196,000円
 - ウ 複合建築物(非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下この条において同じ。) 次に掲げる認 定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 住戸部分のみの認定 イ(ア)に定める額
 - (イ) 建築物全体の認定又は建築物全体及び住戸の認定 イ(ア)の額,共用部分の床面積の区

分に応じイ(イ)aからfまでに定める額及び非住宅部分の床面積の区分に応じイ(イ)aからfまでに 定める額を合計して得た額(共用部分の床面積が0の場合及び共用部分の一次エネルギー消 費量を計算しない方法による場合にあっては、イ(ア)の額に非住宅部分の床面積の区分に応じ イ(イ)aからfまでに定める額を加えて得た額)

- エ 非住宅建築物(非住宅部分のみにより構成される建築物をいう。以下この条において同じ。) 床 面積の区分に応じ、それぞれイ(イ)aからfまでに定める額
- (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 一戸建ての住宅 33,300円
 - イ 共同住宅等 次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 住戸部分のみの認定 住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 1戸のもの 33,300円
 - b 1戸を超え,5戸以内のもの 67,400円
 - c 5戸を超え, 10戸以内のもの 94,900円
 - d 10戸を超え、25戸以内のもの 133,000円
 - e 25戸を超え,50戸以内のもの 191,000円
 - f 50戸を超え, 100戸以内のもの 275,000円
 - g 100戸を超え, 200戸以内のもの 372,000円
 - h 200戸を超え,300戸以内のもの 488,000円
 - i 300戸を超えるもの 573,000円
 - (イ) 住棟全体の認定又は住棟全体及び住戸の認定 (ア)の額に,共用部分の床面積の区分に 応じ,それぞれ次に定める額を加えて得た額(共用部分の床面積が0の場合及び共用部分の一 次エネルギー消費量を計算しない方法による場合にあっては(ア)の額)
 - a 300平方メートル以内のもの 106,000円
 - b 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 176,000円
 - c 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 274,000円
 - d 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 352,000円
 - e 10.000平方メートルを超え、25.000平方メートル以内のもの 421.000円
 - f 25,000平方メートルを超えるもの 490,000円
 - ウ 複合建築物 次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 住戸部分のみの認定 イ(ア)に定める額
 - (イ) 建築物全体の認定又は建築物全体及び住戸の認定 イ(ア)に定める額,共用部分の床面積の区分に応じイ(イ)aからfまでに定める額,非住宅部分の床面積の区分に応じイ(イ)aからfまでに定める額及び非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計して得た額(共用部分の床面積が0の場合及び共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない方法による場合にあっては、イ(ア)に定める額、非住宅部分の床面積の区分に応じイ(イ)aからfまでに定める額及び非住宅部分の床面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を合計して得た額)
 - a 300平方メートル以内のもの 129,000円
 - b 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの 199,000円
 - c 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 260,000円
 - d 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 304,000円
 - e 10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以内のもの 352,000円
 - f 25,000平方メートルを超えるもの 392,000円
 - エ 非住宅建築物 床面積の区分に応じイ(イ) aからfまでに定める額に床面積の区分に応じウ(イ) a からfまでに定める額を加えて得た額
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する手数料の額は,前項に定める額と当該申請に係る建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。
- 3 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物について,技術的基準の審査に係る都市の低炭素 化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更認定に対する審査手数料の額は,次の 各号に掲げる区分に応じ,それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請に係る建築

物が住宅の用に供する場合に限る。)が交付する変更適合証(当該変更後の低炭素建築物新築等計画が法第55条第1項の基準に適合していることを証する書面をいう。)又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該変更後の低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であって、かつ、同表の5の5-2-次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。)の写しの提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 2,200円

- イ 共同住宅等 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について,認定の区分に 応じ,それぞれ第1項第1号イ(ア)又は(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額に,追加される部分について認定の区分に応じ,それぞれ同号イ(ア)又は(イ)に定める額を加えて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
- ウ 複合建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について,認定の区分に応じ,それぞれ第1項第1号ウ(ア)又は(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額に,追加される部分について認定の区分に応じ,それぞれ同号ウ(ア)又は(イ)に定める額を加えて得た額(その額に100円未満の端数があるときは,その端数金額を切り捨てた額)
- エ 非住宅建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について第1項第1号エに定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について同号エに定める額を加えて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
- (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 一戸建ての住宅 16,600円
 - イ 共同住宅等 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について認定の区分に応じ、それぞれ 第1項第2号イ(ア)又は(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について認 定の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)又は(イ)に定める額を加えて得た額(その額に100円未満 の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - ウ 複合建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について認定の区分に応じ、それぞれ 第1項第2号ウ(ア)又は(イ)に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について認 定の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)又は(イ)に定める額を加えて得た額(その額に100円未満 の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
 - エ 非住宅建築物 認定を受けた部分の計画の変更に係る部分について第1項第2号エに定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される部分について同号エに定める額を加えて得た額
- 4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による計画の変更認定に対する審査手数料の額は,前項に定める額と当該申請に係る建築物についての計画の変更に対する第3条又は第4条に定める額を合算した額(その額に100円未満の端数があるときは,その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 5 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物について,技術的基準の審査に係る部分以外の都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更認定に対する審査手数料の額は、2,200円とする。

(建築物エネルギー消費性能の適合性判定手数料)

- 第13条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は,次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 工場等(工場,危険物の貯蔵又は処理に供するもの,水産物の増殖場若しくは養殖場,畜舎,倉庫,卸売市場,火葬場又はと畜場,汚物処理場,ごみ焼却場その他規則に定める処理施設の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)の用途に供する建築物次に掲げる当該申請に係る建築物のうち非住宅部分(増築又は改築の場合にあっては,当該増築又は改築に係る部分に限る。)の床面積(内部に間仕切壁又は戸(ふすま,障子その他これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部について,これらの床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上である部分の床面積を除く。以下この条において同じ。)の合計による区分に応じ,それぞれ次に定める額
 - ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・ 国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以 下この条において同じ。)による場合 38,500円
- (イ) 標準入力法等(基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)による場合 44,000円
- イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) モデル建物法による場合 97,600円
 - (イ) 標準入力法等による場合 104,000円
- ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額
 - (ア) モデル建物法による場合 147,000円
 - (イ) 標準入力法等による場合 154,000円
- エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) モデル建物法による場合 182,000円
 - (イ) 標準入力法等による場合 191,000円
- オ 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) モデル建物法による場合 226,000円
 - (イ) 標準入力法等による場合 236,000円
- (2) 工場等以外の用途に供する建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物のうち非住宅部分(増築 又は改築の場合にあっては,当該増築又は改築に係る部分に限る。)の床面積の合計による区分に 応じ,それぞれ次に定める額
 - ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) モデル建物法による場合 149,000円
 - (イ) 標準入力法等による場合 378,000円
 - イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) モデル建物法による場合 242,000円
 - (イ) 標準入力法等による場合 539,000円
 - ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額
 - (ア) モデル建物法による場合 317,000円
 - (イ) 標準入力法等による場合 664,000円
 - エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) モデル建物法による場合 380,000円
 - (イ) 標準入力法等による場合 786,000円
 - オ 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) モデル建物法による場合 446,000円
 - (イ) 標準入力法等による場合 896,000円
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査手数料の額は,前項各号に掲げる建築物の区分に応じ,それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料)

第14条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

以下この条において同じ。)の認定の申請(次項に掲げる申請を除く。)に対する審査手数料の額は,次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ,それぞれ当該各号に定める額(同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては,当該額と次の各号に掲げる同項に規定する他の建築物の区分に応じ当該各号に定める額を合算した額)とする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であって,かつ,同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。以下この条において同じ。)の写しの提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ,それぞれ次に定める額
 - ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。) 4,800円
 - イ 非住宅部分を有しない共同住宅等(共同住宅,長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 以下この条において同じ。) 床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による 場合にあっては,床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じ,それぞれ次に 定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,800円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,500円
 - (エ) 5,000平方メートル以上のもの 83,400円
 - ウ 非住宅建築物(非住宅部分のみにより構成される建築物をいう。以下この条において同じ。) 床 面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,800円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,400円
 - (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 132,000円
 - (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 166,000円
 - (カ) 25.000平方メートル以上のもの 208.000円
 - エ 複合建築物(非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下この条において同じ。) 住宅部分の 床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては,床面積から 共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じたイ(ア)から(エ)までに定める額と非住宅部 分の床面積の区分に応じたウ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額
- (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 一戸建ての住宅 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 200平方メートル未満のもの 35,400円
 - (イ) 200平方メートル以上のもの 39,600円
 - イ 非住宅部分を有しない共同住宅等 床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては,床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じ,それぞれ次に定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 71,500円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 203,000円
 - (エ) 5,000平方メートル以上のもの 291,000円
 - ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a モデル建物法(基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。)による場合 90,300円
 - b 標準入力法等(基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。)による場合 236,000円

- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a モデル建物法による場合 151,000円
 - b 標準入力法等による場合 382,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額
 - a モデル建物法による場合 245,000円
 - b 標準入力法等による場合 545,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額
 - a モデル建物法による場合 320,000円
 - b 標準入力法等による場合 672,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額
 - a モデル建物法による場合 385,000円
 - b 標準入力法等による場合 794,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a モデル建物法による場合 451,000円
 - b 標準入力法等による場合 906,000円
- エ 複合建築物 住宅部分の床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じたイ(ア)から(エ)までに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じたウ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合の同条 第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料の額は, 前項に定める額と当該申請に係る建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー 消費性能向上計画(同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下こ の条において同じ。)の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる当該変更に 係る建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額(当該変更に係る建築物が複数の場合にあって は、当該変更に係る建築物ごとの当該建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を合算した額) とする。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について,登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写しの提出がない場合 第1項第2号に掲げる建築物の区分に応じ,それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは,その端数金額を切り捨てた額)
 - (2) その他の場合 第1項第1号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合の同法第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物についての計画の変更に対する第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。
- 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準(同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項において同じ。)に適合している旨の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。) 又は規則で定める書類の提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額アー戸建ての住宅 4,800円

- イ 非住宅部分を有しない共同住宅等 床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては,床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じ,それぞれ次に定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,800円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,500円
 - (エ) 5,000平方メートル以上のもの 83,400円
- ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,800円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,400円
 - (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 132,000円
 - (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 166,000円
 - (カ) 25,000平方メートル以上のもの 208,000円
- エ 複合建築物 住宅部分の床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じたイ(ア)から(エ)までに定める額と非住宅部分の床面積に応じたウ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額
- (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 一戸建ての住宅 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 200平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 仕様基準(基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準をいう。以下同じ。) 又はモデル住宅法(基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準をいう。以下同じ。) による場合 18,000円
 - b 性能基準(仕様基準及びモデル住宅法以外の基準をいう。以下このアにおいて同じ。)による 場合 35,400円
 - (イ) 200平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 仕様基準又はモデル住宅法による場合 19,400円
 - b 性能基準による場合 39,600円
 - イ 非住宅部分を有しない共同住宅等 床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方 法による場合にあっては,床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じ,それぞ れ次に定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 仕様基準又はフロア入力法(基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準をいう。 以下このイにおいて同じ。)による場合 34,000円
 - b 性能基準(仕様基準及びフロア入力法以外の基準をいう。以下このイにおいて同じ。)による 場合 71,500円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 仕様基準又はフロア入力法による場合 59,000円
 - b 性能基準による場合 119.000円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額
 - a 仕様基準又はフロア入力法による場合 107,000円
 - b 性能基準による場合 203,000円
 - (エ) 5,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 仕様基準又はフロア入力法による場合 161,000円
 - b 性能基準による場合 291,000円
 - ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a モデル建物法(基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。)による場合 90,300円

- b 標準入力法等(基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。)による場合 236,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a モデル建物法による場合 151,000円
 - b 標準入力法等による場合 382,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額
 - a モデル建物法による場合 245,000円
 - b 標準入力法等による場合 545,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額
 - a モデル建物法による場合 320,000円
 - b 標準入力法等による場合 672,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額
 - a モデル建物法による場合 385,000円
 - b 標準入力法等による場合 794,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a モデル建物法による場合 451,000円
 - b 標準入力法等による場合 906,000円
- エ 複合建築物 住宅部分の床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては,床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積)の区分に応じイ(ア)から(エ)までに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じウ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額

(納付時期)

第15条 手数料は、申請のとき納付しなければならない。

(手数料の不環付)

第16条 既納の手数料は、環付しない。

(手数料の減免)

第17条 市長は、公益上必要と認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第3条から第8条までに規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年4月30日以前に確認の申請がされた建築物,建築設備及び工作物については,第5条及び 第6条の規定は適用しない。

附 則(平成15年市条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条第1項第2号の規定は、平成18年10月1日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則(平成19年市条例第24号)

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第91号)の施行の日から施行する。

附 則(平成19年市条例第60号)

この条例中第1条の規定は規則で定める日から,第2条の規定は平成19年11月30日から施行する。 (参考 平成19年市規則第344号で第1条の規定は公布の日から施行)

附 則(平成21年市条例第32号)

この条例は、平成21年6月4日から施行する。ただし、第9条第1項第38号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年市条例第18号)

この条例は、平成22年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日 以後の申請に係るものについて適用する。

附 則(平成22年市条例第61号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年市条例第19号)

この条例は、平成25年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日 以後の申請に係るものについて適用する。

附 則(平成27年市条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則(平成28年市条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則(平成29年市条例第19号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年市条例第45号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年市条例第73号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則(令和元年市条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則(令和元年市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則(令和2年市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

平成27年12月21日 市条例第85号

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 基本的施策(第6条—第13条)

第3章 実施体制等(第14条・第15条)

第4章 岡山市空家等対策協議会(第16条—第21条)

第5章 雑則(第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の市民の 生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号。以下「法」という。)を円滑かつ公平に運用し、及び本市における空 家等の適切な管理を促進するために必要な事項を定めることにより、法と一体的な運用を図り、 もって法第1条の趣旨を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例に特段の定めのない限り、法において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、法第3条の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、 空家等の適切な管理を行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法第4条の規定により、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれ に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるもの とする。

(市民等による情報の提供)

第5条 市民等(市内に居住し, 勤務し, 若しくは在学し, 又は滞在する者をいう。)は, 空家等が特定空家等であると疑うに足りる事実があるときは, 市にその情報を提供するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(空家等対策計画)

第6条 市は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定により、岡山市空家等対策計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第7条 市は、法第11条の規定により、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第9条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第8条 市は、法第12条の規定により、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第9条 市は、法第13条の規定により、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(特定空家等の認定基準)

- 第10条 市長は、法第2条第2項の特定空家等と認めるに当たっての基準(以下「認定基準」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、認定基準を定め、又はこれを改訂したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定空家等に対する措置)

- 第11条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定により特定空家等に対する措置を講ずるに際しては、当該特定空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。
- 2 法第14条第2項及び第3項に規定する相当の猶予期限は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。
- 第12条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(財政上の措置)

第13条 市は、空家等に関する対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 実施体制等

(庁内体制の整備)

第14条 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な庁内体制を整備しなければならない。

(関係行政機関等との連携)

第15条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、関係行政機関、住民自治 組織等に対し、特定空家等の所在地及び特定空家等の物的状態の内容に関する情報を提供 し、当該物的状態を解消するために必要な協力を要請することができる。

第4章 岡山市空家等対策協議会

(協議会の設置)

第16条 法第7条第1項の規定により、岡山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第17条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
 - (2) その他空家等対策の推進に関すること。

(組織)

- 第18条 協議会は、市長及び委員10人以内(以下「委員等」という。)をもって組織する。 (委員等)
- 第19条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 法務,不動産,建築等に関する学識経験者

- (2) 市議会議員
- (3) 住民自治組織の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (会長等)
- 第20条 会長は、市長とする。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

- 第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員等の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

発 行 岡山市 都市整備局 住宅・建築部 建築指導課 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 電話 (086)803-1000(代表) / ファックス (086)803-1730 HPアトンス https://www.city.okayama.jp/ soshiki/12-1-4-0-0_21.html メールアトンス kenchikushidouka@city.okayama.lg.jp